

北海道地域防災計画(原子力防災計画編) 修正 [事務局案] 新旧対照表 (H25. 4. 22版)

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
目 次	目 次	(修正事由の表記)
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の基本方針</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>(新規)</p> <p>第5節 原子力災害に至らない事故への対応</p> <p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 北海道</p> <p>2 北海道警察本部</p> <p>3 北海道教育委員会</p> <p>4 関係町村</p> <p>5 消防機関</p> <p>6 指定地方行政機関</p> <p>7 自衛隊</p> <p>8 指定公共機関</p> <p>9 指定地方公共機関</p> <p>10 公共的団体等</p> <p>11 原子力事業者</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の基本方針</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>第6節 原子力災害に至らない事故への対応</p> <p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 北海道</p> <p>2 北海道警察本部</p> <p>3 北海道教育委員会</p> <p>4 関係町村</p> <p>5 消防機関</p> <p>6 指定地方行政機関</p> <p>7 自衛隊</p> <p>8 指定公共機関</p> <p>9 指定地方公共機関</p> <p>10 公共的団体等</p> <p>11 原子力事業者</p>	<p>指針…原子力災害対策指針 (H24. 12. 3公表：原子力規制委員会告示第5号)</p> <p>防災基本計画…防災基本計画原子力災害対策編(H24. 9. 6修正：中央防災会議)</p> <p>マニュアル…地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル (H25. 3改訂版：内閣府・消防庁)</p> <p>課題抽出…北海道原子力防災計画の課題抽出報告書 (H23. 11：北海道原子力防災計画の課題抽出に係る有識者専門委員会)</p>
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 泊発電所における予防措置等の責務</p> <p>1 泊発電所における安全確保</p> <p>2 泊発電所における防災体制の確立</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1 原子力防災対策部会の設置</p> <p>2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議</p> <p>3 原子力防災要員等の届出の受理</p> <p>4 立入検査の実施等</p> <p>5 泊発電所に関する安全確保</p> <p>6 広域的な応援体制の整備</p> <p>7 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>8 緊急事態応急対策拠点施設の整備等</p> <p>9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>(新規)</p> <p>第3節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 退避等措置計画等の作成</p> <p>2 避難場所等の整備</p> <p>3 災害時要援護者等に対する配慮</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>5 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>6 避難場所・避難方法等の周知</p> <p>第4節 通信連絡体制の整備</p> <p>1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 泊発電所における予防措置等の責務</p> <p>1 泊発電所における安全確保</p> <p>2 泊発電所における防災体制の確立</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1 原子力防災対策部会の設置</p> <p>2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議</p> <p>3 原子力防災要員等の届出の受理</p> <p>4 立入検査の実施等</p> <p>5 泊発電所に関する安全確保</p> <p>6 広域的な応援体制の整備</p> <p>7 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>8 緊急事態応急対策拠点施設の整備等</p> <p>9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</p> <p>第3節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 退避等措置計画等の作成</p> <p>2 避難場所等の整備</p> <p>3 災害時要援護者等に対する配慮</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>5 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>6 避難場所・避難方法等の周知</p> <p>第4節 通信連絡体制の整備</p> <p>1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備</p>	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<ul style="list-style-type: none"> 2 住民等に対する情報伝達体制の整備 第5節 緊急時モニタリング体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 モニタリング要員等の体制整備 2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備 3 S P E E D I ネットワークシステムの整備・維持 第6節 緊急被ばく医療活動体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 医療関係者等の参加・連携による体制の構築 2 医療資機材、体制の整備 第7節 防災資機材の整備 第8節 防災対策資料の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 泊発電所に関する資料 2 社会的環境に関する資料 3 自然的環境に関する資料 第9節 行政機関の業務継続計画の策定 第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発 第11節 防災業務関係者の人材育成 第12節 原子力防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 道の原子力防災訓練の実施 2 国の総合的な原子力防災訓練への参画 第13節 泊発電所上空の飛行規制 <ul style="list-style-type: none"> 1 国（国土交通省）の規制措置 2 原子力事業者の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 2 住民等に対する情報伝達体制の整備 第5節 緊急時モニタリング体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 モニタリング要員等の体制整備 2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備 3 S P E E D I ネットワークシステムの整備・維持 第6節 緊急被ばく医療活動体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 医療関係者等の参加・連携による体制の構築 2 医療資機材、体制の整備 第7節 防災資機材の整備 第8節 防災対策資料の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 泊発電所に関する資料 2 社会的環境に関する資料 3 自然的環境に関する資料 第9節 行政機関の業務継続計画の策定 第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発 第11節 防災業務関係者の人材育成 第12節 原子力防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 道の原子力防災訓練の実施 2 国の総合的な原子力防災訓練への参画 第13節 泊発電所上空の飛行規制 <ul style="list-style-type: none"> 1 国（国土交通省）の規制措置 2 原子力事業者の措置 	
<ul style="list-style-type: none"> 第3章 緊急事態応急対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 事故状況等の把握及び通報連絡 <ul style="list-style-type: none"> 1 警戒事象発生情報の連絡 2 特定事象発生情報の連絡 3 応急対策活動情報の連絡 4 一般通信回線が使用できない場合の対処 第2節 応急活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 2 第1非常配備（初期活動体制） 3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置） 4 第3非常配備（災害対策本部の設置） 第3節 住民等に対する広報及び指示伝達 <ul style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報 2 道の行う広報及び指示伝達 3 関係町村の行う広報及び指示伝達 4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請 5 その他の防災関係機関の行う広報 第4節 緊急時モニタリング <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリング体制 2 緊急時モニタリングの実施 3 緊急時モニタリング結果の報告 第5節 防護対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>P A Z</u>内の防護対策の実施 2 <u>U P Z</u>内の防護対策の実施 3 退避又は避難の誘導 4 一時滞在場所の設置 5 災害時要援護者等への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 第3章 緊急事態応急対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 事故状況等の把握及び通報連絡 <ul style="list-style-type: none"> 1 警戒事象発生情報の連絡 2 特定事象発生情報の連絡 3 応急対策活動情報の連絡 4 一般通信回線が使用できない場合の対処 第2節 応急活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 2 第1非常配備（初期活動体制） 3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置） 4 第3非常配備（災害対策本部の設置） 第3節 住民等に対する広報及び指示伝達 <ul style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する広報 2 道の行う広報及び指示伝達 3 関係町村の行う広報及び指示伝達 4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請 5 その他の防災関係機関の行う広報 第4節 緊急時モニタリング <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリング体制 2 緊急時モニタリングの実施 3 緊急時モニタリング結果の報告 第5節 防護対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>防護対策の実施</u> (削除) 2 退避又は避難の誘導 3 一時滞在場所の設置 4 災害時要援護者等への配慮 	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>6 学校等施設における避難措置</p> <p>7 仮設住宅等の活用</p> <p>8 警戒区域の設定</p> <p>9 立入制限等の措置</p> <p>10 防護対策地区及び警戒区域内の警備</p> <p>11 防災業務関係者の防護対策</p> <p>12 飲食物の摂取制限等の措置</p> <p>第6節 緊急被ばく医療活動</p> <p>1 緊急被ばく医療活動の基本的体制</p> <p>2 避難場所等で周辺住民等に対し緊急被ばく医療活動を実施する場合の体制</p> <p>3 緊急被ばく医療活動等の実施</p> <p>第7節 緊急輸送活動及び必需物資の調達</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>2 生活必需物資の調達</p> <p>第8節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p>	<p>5 学校等施設における避難措置</p> <p>6 仮設住宅等の活用</p> <p>7 警戒区域の設定</p> <p>8 立入制限等の措置</p> <p>9 防護対策地区及び警戒区域内の警備</p> <p>10 防災業務関係者の防護対策</p> <p>11 飲食物の摂取制限等の措置</p> <p>第6節 緊急被ばく医療活動</p> <p>1 緊急被ばく医療活動の基本的体制</p> <p>2 避難場所等で周辺住民等に対し緊急被ばく医療活動を実施する場合の体制</p> <p>3 緊急被ばく医療活動等の実施</p> <p>第7節 緊急輸送活動及び必需物資の調達</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>2 生活必需物資の調達</p> <p>第8節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p>	
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>第2節 現地事後対策連絡会議の出席等</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>1 各種指示の解除</p> <p>2 各種制限措置の解除</p> <p>第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成</p> <p>1 被災住民の登録</p> <p>2 損害調査の実施</p> <p>3 健康調査の実施</p> <p>4 諸記録等の作成</p> <p>第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策</p> <p>1 災害復旧計画の作成</p> <p>2 道等が行う災害復旧対策への協力</p> <p>3 損害賠償請求等への対応</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>第2節 現地事後対策連絡会議の出席等</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>1 各種指示の解除</p> <p>2 各種制限措置の解除</p> <p>第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成</p> <p>1 被災住民の登録</p> <p>2 損害調査の実施</p> <p>3 健康調査の実施</p> <p>4 諸記録等の作成</p> <p>第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策</p> <p>1 災害復旧計画の作成</p> <p>2 道等が行う災害復旧対策への協力</p> <p>3 損害賠償請求等への対応</p>	
<p>《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について</p>	<p>《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について</p>	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の安全を図ることを目的とする。 なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第 2 節 計画の性格 この計画は、災対法第40条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「北海道地域防災計画」の「原子力防災計画編」として作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。 この計画は、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づくとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図った上で作成したものである。 この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、道民への周知を図るものとする。 また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第 3 節 計画の基本方針 原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有している。 本計画においては、原子力災害の特殊性にかんがみ、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時において迅速かつ確かな応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものとする。 なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、北海道地域防災計画に基づき運用するものとする。</p> <p>第 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、泊発電所を中心として、半径5キロメートル以内の即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域）と、半径30キロメートル以内の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域）とする。 また、本道において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とする。 泊発電所施設の状況及び周辺地域図 （資料1-4-1）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の安全を図ることを目的とする。 なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第 2 節 計画の性格 この計画は、災対法第40条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「北海道地域防災計画」の「原子力防災計画編」として作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。 この計画は、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づくとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図った上で作成したものである。 この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、道民への周知を図るものとする。 また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第 3 節 計画の基本方針 原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有している。 本計画においては、原子力災害の特殊性にかんがみ、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時において迅速かつ確かな応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものとする。 なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、北海道地域防災計画に基づき運用するものとする。</p> <p>第 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、泊発電所を中心として、半径5キロメートル以内の即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域）と、半径30キロメートル以内の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域）とする。 また、本道において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とする。 泊発電所施設の状況及び周辺地域図 （資料1-4-1）</p>	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由																						
<p>(新規)</p> <p>第5節 原子力災害に至らない事故への対応 道は、原子力災害に至らない事故についても、事故に対する住民等の不安や動揺を招かないよう、平常時からの放射線監視体制や原子力事業者と自治体との協定などに基づく原子力事業者からの異常時における連絡に際し、関係町村や原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、周辺住民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なもの次は次のとおりである。</p> <p>1 北 海</p> <table border="1" data-bbox="141 1270 869 1420"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</td> <td rowspan="4">原子力安全対策課</td> </tr> <tr> <td>(2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 通信連絡設備の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	原子力安全対策課	(2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。	(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。	(4) 通信連絡設備の整備に関すること。	<p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒事象（原災法第10条の可能性のある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障であって原子力規制庁が警戒事象と判断する事象又は自然災害（後志管内で震度6弱以上の地震、立地村で震度5弱以上の地震、大津波警報（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）等）の発生時） 特定事象 原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態） <p>また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。</p> <p>緊急事態区分とEALについて（別添1）</p> <p>注）原災法が改正されるまで、原子力防災対策指針で定める緊急事態区分で定める基準を適用することとし、本計画では、次のとおり原災法等の用語を使用する。</p> <table border="1" data-bbox="1070 699 1892 798"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>原災法等の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事象</td> <td>警戒事象</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>特定事象（原災法第10条）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施（別添2）</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</p> <p>OILと防護措置について（別添2）</p> <p>第6節 原子力災害に至らない事故への対応 道は、原子力災害に至らない事故についても、事故に対する住民等の不安や動揺を招かないよう、平常時からの放射線監視体制や原子力事業者と自治体との協定などに基づく原子力事業者からの異常時における連絡に際し、関係町村や原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、周辺住民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なもの次は次のとおりである。</p> <p>1 北 海 道</p> <table border="1" data-bbox="1070 1270 1798 1420"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</td> <td rowspan="4">原子力安全対策課</td> </tr> <tr> <td>(2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 通信連絡設備の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	原災法等の用語	警戒事象	警戒事象	施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条）	全面緊急事態	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	原子力安全対策課	(2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。	(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。	(4) 通信連絡設備の整備に関すること。	<p>指針を踏まえた修正</p>
事 務 又 は 業 務	連絡の窓口																							
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	原子力安全対策課																							
(2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。																								
(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。																								
(4) 通信連絡設備の整備に関すること。																								
緊急事態区分	原災法等の用語																							
警戒事象	警戒事象																							
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条）																							
全面緊急事態	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）																							
事 務 又 は 業 務	連絡の窓口																							
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。	原子力安全対策課																							
(2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。																								
(3) 原子力防災訓練の実施に関すること。																								
(4) 通信連絡設備の整備に関すること。																								

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由								
<p>(5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）の整備・維持に関すること。 (7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること。 (8) 防災資機材の整備に関すること。 (9) 防災対策資料の整備に関すること。 (10) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (11) 原子力災害警戒本部の設置に関すること。 (12) 災害対策本部の設置に関すること。 (13) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 (14) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関すること。 (15) 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）に関すること。 (16) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (17) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 (18) 緊急被ばく医療活動に関すること。 (19) 緊急輸送及び必需品の調達に関すること。 (20) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。 (21) 各種制限措置の解除に関すること。 (22) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。 (23) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p>	<p>(5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）の整備・維持に関すること。 (7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること。 (8) 防災資機材の整備に関すること。 (9) 防災対策資料の整備に関すること。 (10) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (11) 原子力災害警戒本部の設置に関すること。 (12) 災害対策本部の設置に関すること。 (13) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 (14) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関すること。 (15) 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）に関すること。 (16) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (17) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。 (18) 緊急被ばく医療活動に関すること。 (19) 緊急輸送及び必需品の調達に関すること。 (20) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。 (21) 各種制限措置の解除に関すること。 (22) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。 (23) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p>									
<p>2 北海道警察本部</p> <table border="1" data-bbox="141 884 869 1002"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。</td> <td>警備部警備課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。	警備部警備課	<p>2 北海道警察本部</p> <table border="1" data-bbox="1064 884 1792 1002"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。</td> <td>警備部警備課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。	警備部警備課	
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。	警備部警備課									
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。	警備部警備課									
<p>3 北海道教育委員会</p> <table border="1" data-bbox="141 1046 869 1165"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。</td> <td>教育庁 総務政策局総務課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。	教育庁 総務政策局総務課	<p>3 北海道教育委員会</p> <table border="1" data-bbox="1064 1046 1792 1165"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。</td> <td>教育庁 総務政策局総務課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。	教育庁 総務政策局総務課	
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。	教育庁 総務政策局総務課									
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。	教育庁 総務政策局総務課									
<p>4 関係町村</p> <table border="1" data-bbox="141 1209 869 1410"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 防災資機材の整備に関すること。 (6) 防災対策資料の整備に関すること。 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</td> <td>泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 防災資機材の整備に関すること。 (6) 防災対策資料の整備に関すること。 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課	<p>4 関係町村</p> <table border="1" data-bbox="1064 1209 1792 1410"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 防災資機材の整備に関すること。 (6) 防災対策資料の整備に関すること。 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</td> <td>泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 防災資機材の整備に関すること。 (6) 防災対策資料の整備に関すること。 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課	
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 防災資機材の整備に関すること。 (6) 防災対策資料の整備に関すること。 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課									
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 防災資機材の整備に関すること。 (6) 防災対策資料の整備に関すること。 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課									

現 行 計 画			事 務 局 案			修正事由
<p>(8) 原子力災害警戒本部の設置に関する事。</p> <p>(9) 災害対策本部の設置に関する事。</p> <p>(10) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事。</p> <p>(11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。</p> <p>(12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事。</p> <p>(13) 緊急被ばく医療活動に対する協力に関する事。</p> <p>(14) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事。</p> <p>(15) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関する事。</p> <p>(16) 各種制限措置の解除に関する事。</p> <p>(17) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関する事。</p> <p>(18) 業務継続計画の作成、運用に関する事。</p>	<p>倶知安町総務課 積丹町総務課 古平町総務課 仁木町企画課 余市町企画政策課 赤井川村総務課</p>		<p>(8) 原子力災害警戒本部の設置に関する事。</p> <p>(9) 災害対策本部の設置に関する事。</p> <p>(10) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事。</p> <p>(11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。</p> <p>(12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事。</p> <p>(13) 緊急被ばく医療活動に対する協力に関する事。</p> <p>(14) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事。</p> <p>(15) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関する事。</p> <p>(16) 各種制限措置の解除に関する事。</p> <p>(17) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関する事。</p> <p>(18) 業務継続計画の作成、運用に関する事。</p>	<p>倶知安町総務課 積丹町総務課 古平町総務課 仁木町企画課 余市町企画政策課 赤井川村総務課</p>		
5 消防機関			5 消防機関			
	事務又は業務	連絡の窓口		事務又は業務	連絡の窓口	
	<p>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事。</p> <p>(2) 傷病者の救急搬送に関する事。</p> <p>(3) 退避等の誘導に係る資料の整備に関する事。</p> <p>(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関する事。</p>	<p>岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課 羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課 北後志消防組合消防本部警防課</p>		<p>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事。</p> <p>(2) 傷病者の救急搬送に関する事。</p> <p>(3) 退避等の誘導に係る資料の整備に関する事。</p> <p>(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関する事。</p>	<p>岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課 羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課 北後志消防組合消防本部警防課</p>	
6 指定地方行政機関			6 指定地方行政機関			
機関名	事務又は業務	連絡の窓口	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	
北海道開発局	国道の通行確保に関する事。	防災課	北海道開発局	国道の通行確保に関する事。	防災課	
北海道財務局	<p>(1) 地方公共団体に対する災害融資に関する事。</p> <p>(2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関する事。</p>	総務課	北海道財務局	<p>(1) 地方公共団体に対する災害融資に関する事。</p> <p>(2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関する事。</p>	総務課	
北海道厚生局	<p>(1) 災害状況の情報収集、通報に関する事。</p> <p>(2) 関係職員の派遣に関する事</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p>	総務課	北海道厚生局	<p>(1) 災害状況の情報収集、通報に関する事。</p> <p>(2) 関係職員の派遣に関する事。</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整。</p>	総務課	
北海道農政事務所	<p>(1) 応急用食料の調達・供給対策に関する事。</p> <p>(2) 食品安全対策に関する事。</p>	企画調整グループ	北海道農政事務所	<p>(1) 応急用食料の調達・供給対策に関する事。</p> <p>(2) 食品安全対策に関する事。</p>	企画調整グループ	
北海道森林管理局	国有林野の山地災害対策に関する事。	企画課	北海道森林管理局	国有林野の山地災害対策に関する事。	企画課	
北海道経済産業局	被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関する事。	総務課	北海道経済産業局	被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関する事。	総務課	
北海道産業保安監督部	関係職員の派遣に関する事。	管理課	北海道産業保安監督部	関係職員の派遣に関する事。	管理課	
北海道運輸局	<p>(1) 陸上輸送確保の連絡調整に関する事。</p> <p>(2) 海上輸送確保の連絡調整に関する事。</p>	総務部安全防災・危機管理調整官	北海道運輸局	<p>(1) 陸上輸送確保の連絡調整に関する事。</p> <p>(2) 海上輸送確保の連絡調整に関する事。</p>	総務部安全防災・危機管理調整官	
東京航空局 新千歳空港事務所	<p>(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関する事。</p> <p>(2) 飛行場使用の総合調整に関する事。</p>	総務課	東京航空局 新千歳空港事務所	<p>(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関する事。</p> <p>(2) 飛行場使用の総合調整に関する事。</p>	総務課	
第一管区海上保安本部	(1) 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関する事。	警備救難部救難課	第一管区海上保安本部	(1) 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関する事。	警備救難部救難課	

現 行 計 画			事 務 局 案			修正事由
	(2) 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 (3) 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。			(2) 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 (3) 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。		
札幌管区気象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (2) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	業務課	札幌管区気象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (2) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	業務課	
北海道総合通信局	通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に係る指導に関すること。	防災対策推進室	北海道総合通信局	通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に係る指導に関すること。	防災対策推進室	
北海道労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。	監督課	北海道労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。	監督課	
北海道地方環境事務所	環境保全対策に関すること。	総務課	北海道地方環境事務所	環境保全対策に関すること。	総務課	
7 自衛隊			7 自衛隊			
機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	
陸上自衛隊北部方面隊	(1) 緊急時モニタリング支援に関すること。 (2) 被害状況等の把握に関すること。 (3) 避難の救助に関すること。 (4) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (5) 消防活動に関すること。 (6) 救護に関すること。 (7) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (8) スクリーニング及び除染に関すること。 (9) その他（生活支援等）。	北部方面総監部運用室	陸上自衛隊北部方面隊	(1) 緊急時モニタリング支援に関すること。 (2) 被害状況等の把握に関すること。 (3) 避難の救助に関すること。 (4) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (5) 消防活動に関すること。 (6) 救護に関すること。 (7) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (8) スクリーニング及び除染に関すること。 (9) その他（生活支援等）。	北部方面総監部運用室	
8 指定公共機関			8 指定公共機関			
機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	
日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱に関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。	総務部 企画部	日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱に関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。	総務部 企画部	
北海道旅客鉄道株式会社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	工事課	北海道旅客鉄道株式会社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	工事課	
日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	北海道保全技術センター	日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	北海道保全技術センター	
東日本電信電話株式会社 北海道支店	電気通信の確保に関すること。	災害対策室	東日本電信電話株式会社 北海道支店	電気通信の確保に関すること。	災害対策室	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 北海道支社	移動電気通信の確保に関すること。	災害対策室	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 北海道支社	移動電気通信の確保に関すること。	災害対策室	
<u>(新規)</u>			<u>KDDI株式会社 北海道総支社</u>	<u>移動電気通信の確保に関すること。</u>	<u>管理部</u>	機関の追加

現 行 計 画			事 務 局 案			修正事由
日本赤十字社北海道支部	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	事業推進課	日本赤十字社北海道支部	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	事業推進課	
日本放送協会札幌放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。	放送部	日本放送協会札幌放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。	放送部	
日本通運株式会社札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。	総務課	日本通運株式会社札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。	総務課	
独立行政法人日本原子力研究開発機構	専門家の派遣、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関すること。	原子力緊急時支援・研修センター	独立行政法人日本原子力研究開発機構	専門家の派遣、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関すること。	原子力緊急時支援・研修センター	
独立行政法人放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関すること。	企画部企画課	独立行政法人放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関すること。	企画部企画課	
9 指定地方公共機関			9 指定地方公共機関			
機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウエーブ	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。	報道部 報道部 報道部 報道部 報道部 編成制作部 業務部	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウエーブ	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。	報道部 報道部 報道部 報道部 報道部 編成制作部 業務部	
社団法人北海道医師会	医療救護に関すること。	事業第二課	社団法人北海道医師会	医療救護に関すること。	事業第二課	
社団法人北海道トラック協会及び各地区トラック協会	災害時における救急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。	総務部	社団法人北海道トラック協会及び各地区トラック協会	災害時における救急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。	総務部	
社団法人北海道バス協会	災害時における人員等の緊急輸送に関すること。	業務課	社団法人北海道バス協会	災害時における人員等の緊急輸送に関すること。	業務課	
一般社団法人北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること。	事務局	一般社団法人北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること。	事務局	
10 公共的団体等 漁業協同組合、農業協同組合、学校法人及び医療法人等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 原子力災害時には防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。			10 公共的団体等 漁業協同組合、農業協同組合、学校法人及び医療法人等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 原子力災害時には防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。			
11 原子力事業者			11 原子力事業者			
機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	
北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 泊発電所の災害予防に関すること。 (3) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること。 (4) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (5) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。	原子力部原子力業務グループ	北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 泊発電所の災害予防に関すること。 (3) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること。 (4) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (5) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。	原子力部原子力業務グループ	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由				
<table border="1" data-bbox="141 225 869 603"> <tr> <td>ること。 (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。 (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (8) 防災資機材の整備に関すること。 (9) 防災対策資料の整備に関すること。 (10) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (11) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (12) 汚染の除去等に関すること。 (13) 災害復旧に関すること。 (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="365 651 721 678" style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害事前対策</p> <p data-bbox="91 703 999 751">本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p data-bbox="91 775 544 799">第 1 節 泊発電所における予防措置等の責務</p> <p data-bbox="91 802 358 823">1 泊発電所における安全確保</p> <p data-bbox="91 826 999 895">原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び自治体との協定などを遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。</p> <p data-bbox="91 919 412 943">2 泊発電所における防災体制の確立</p> <p data-bbox="91 946 999 1035">原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化するとともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。</p> <p data-bbox="91 1083 432 1107">第 2 節 原子力防災体制等の整備</p> <p data-bbox="91 1110 358 1131">1 原子力防災対策部会の設置</p> <p data-bbox="91 1134 999 1182">北海道防災会議は原子力防災対策部会を設置し、原子力防災計画を検討し、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。</p> <p data-bbox="91 1206 775 1230">北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱等 (資料 2-2-1)</p> <p data-bbox="91 1254 544 1278">2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議</p> <p data-bbox="91 1281 999 1350">道及び泊村（立地村）は、原災法第 7 条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、その計画を修正しようとする日の 60 日前までに計画案を受理し、協議を開始するものとする。</p> <p data-bbox="91 1353 999 1401">この場合、道は直ちに立地村を除く関係町村（以下「関係周辺町村」という。）に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺町村の意見を聴き原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p>	ること。 (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。 (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (8) 防災資機材の整備に関すること。 (9) 防災対策資料の整備に関すること。 (10) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (11) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (12) 汚染の除去等に関すること。 (13) 災害復旧に関すること。 (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。		<table border="1" data-bbox="1064 225 1792 603"> <tr> <td>ること。 (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。 (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (8) 防災資機材の整備に関すること。 (9) 防災対策資料の整備に関すること。 (10) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (11) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (12) 汚染の除去等に関すること。 (13) 災害復旧に関すること。 (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1288 651 1644 678" style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害事前対策</p> <p data-bbox="1014 703 1921 751">本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p data-bbox="1014 775 1467 799">第 1 節 泊発電所における予防措置等の責務</p> <p data-bbox="1014 802 1281 823">1 泊発電所における安全確保</p> <p data-bbox="1014 826 1921 895">原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び自治体との協定などを遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。</p> <p data-bbox="1014 919 1335 943">2 泊発電所における防災体制の確立</p> <p data-bbox="1014 946 1921 1035">原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化するとともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。</p> <p data-bbox="1014 1083 1355 1107">第 2 節 原子力防災体制等の整備</p> <p data-bbox="1014 1110 1281 1131">1 原子力防災対策部会の設置</p> <p data-bbox="1014 1134 1921 1182">北海道防災会議は原子力防災対策部会を設置し、原子力防災計画を検討し、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。</p> <p data-bbox="1014 1206 1697 1230">北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱等 (資料 2-2-1)</p> <p data-bbox="1014 1254 1467 1278">2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議</p> <p data-bbox="1014 1281 1921 1350">道及び泊村（立地村）は、原災法第 7 条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、その計画を修正しようとする日の 60 日前までに計画案を受理し、協議を開始するものとする。</p> <p data-bbox="1014 1353 1921 1401">この場合、道は直ちに立地村を除く関係町村（以下「関係周辺町村」という。）に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺町村の意見を聴き原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p>	ること。 (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。 (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (8) 防災資機材の整備に関すること。 (9) 防災対策資料の整備に関すること。 (10) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (11) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (12) 汚染の除去等に関すること。 (13) 災害復旧に関すること。 (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。		
ること。 (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。 (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (8) 防災資機材の整備に関すること。 (9) 防災対策資料の整備に関すること。 (10) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (11) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (12) 汚染の除去等に関すること。 (13) 災害復旧に関すること。 (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。						
ること。 (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。 (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (8) 防災資機材の整備に関すること。 (9) 防災対策資料の整備に関すること。 (10) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (11) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (12) 汚染の除去等に関すること。 (13) 災害復旧に関すること。 (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。						

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>3 原子力防災要員等の届出の受理 道は、原災法第8条、第9条及び第11条の規定に基づき、原子力事業者から次に掲げる届出を受理した場合、関係周辺町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。 (1) 原子力防災組織の原子力防災要員の現況 (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況</p> <p>4 立入検査の実施等 国、道及び泊村（立地村）は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われていることについて確認するものとする。 また、国は、原子力保安検査官を現地に配置し、泊発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせることとしている。</p> <p>5 泊発電所に関する安全確保 道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体との協定などに基づき原子力事業者からの異常時における連絡があった場合は、事故の状況を踏まえ、関係町村や原子力防災専門官等と連携し、モニタリング体制の強化、立入調査の実施、報道機関への情報提供など必要な措置を講ずるものとする。 また、原子力事業者は平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。</p> <p>6 広域的な応援体制の整備 (1) 防災関係機関相互の連携 道は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都府県、関係市町村、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 道及び各防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対処できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。</p> <p>(2) 広域的な活動協力体制 原子力防災対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とするところから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>広域的な応援協力体制 (資料2-2-2) 広域応援協定 (資料2-2-3)</p> <p>(3) 警察災害派遣隊 北海道警察は、警察庁及び他の都府県警察と協力し、<u>広域的な派遣態勢を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。</u></p> <p>(4) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合及び北後志消防組合は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。</p>	<p>3 原子力防災要員等の届出の受理 道は、原災法第8条、第9条及び第11条の規定に基づき、原子力事業者から次に掲げる届出を受理した場合、関係周辺町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。 (1) 原子力防災組織の原子力防災要員の現況 (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況</p> <p>4 立入検査の実施等 国、道及び泊村（立地村）は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われていることについて確認するものとする。 また、国は、原子力保安検査官を現地に配置し、泊発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせることとしている。</p> <p>5 泊発電所に関する安全確保 道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体との協定などに基づき原子力事業者からの異常時における連絡があった場合は、事故の状況を踏まえ、関係町村や原子力防災専門官等と連携し、モニタリング体制の強化、立入調査の実施、報道機関への情報提供など必要な措置を講ずるものとする。 また、原子力事業者は平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。</p> <p>6 広域的な応援体制の整備 (1) 防災関係機関相互の連携 道は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都府県、関係市町村、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 道及び各防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対処できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。</p> <p>(2) 広域的な活動協力体制 原子力防災対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とするところから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>広域的な応援協力体制 (資料2-2-2) 広域応援協定 (資料2-2-3)</p> <p>(3) 警察災害派遣隊 北海道警察は、警察庁及び他の都府県警察と協力し、<u>警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</u></p> <p>(4) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合及び北後志消防組合は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。</p>	<p>マニュアルによる修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>7 長期化に備えた動員体制の整備 道は、国、関係町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>8 緊急事態応急対策拠点施設の整備等 (1) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>北海道原子力防災センター概要 (資料2-2-4)</p> <p>(2) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。</p> <p>(3) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、後志総合振興局を代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保しておくものとする。</p> <p>9 人材及び防災資機材の確保に係る連携 道は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、関係町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3節 避難収容活動体制の整備 1 退避等措置計画等の作成 (1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における退避等措置計画を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、退避等措置計画の作成について支援するものとする。</p> <p>ア 即時避難区域：PAZ 迅速な避難を行うための避難計画を作成し、原子力緊急事態宣言発出時には、直ちに避難可能な体制を構築するものとする。</p> <p>イ 緊急時防護措置準備区域：UPZ <u>PAZの住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、広域避難計画を作成するものとする。</u></p> <p>ウ 避難先は原則、UPZ外とし、市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定には、道が中心となって、市町村の間の調整を図るものとする。 なお、計画の策定に際しては、特に幼稚園、学校、病院、福祉施設等の災害時要援護者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。</p> <p>(2) 防護対策区画内の地区（集落）ごとに把握し、又は定めておく事項</p>	<p>7 長期化に備えた動員体制の整備 道は、国、関係町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>8 緊急事態応急対策拠点施設の整備等 (1) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>北海道原子力防災センター概要 (資料2-2-4)</p> <p>(2) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。</p> <p>(3) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、後志総合振興局を代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保しておくものとする。</p> <p>9 人材及び防災資機材の確保に係る連携 道は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、関係町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p><u>10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</u> <u>道は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された物の保管等に必要な場所の確保など）を行うものとする。</u></p> <p>第3節 避難収容活動体制の整備 1 退避等措置計画等の作成 (1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における退避等措置計画を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、退避等措置計画の作成について支援するものとする。</p> <p>ア 即時避難区域：PAZ 迅速な避難を行うための避難計画を作成し、原子力緊急事態宣言発出時には、直ちに<u>PAZ圏内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</u></p> <p>イ 緊急時防護措置準備区域：UPZ <u>段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を作成するものとする。</u></p> <p>ウ 避難先は原則、UPZ外とし、市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定には、道が中心となって、市町村の間の調整を図るものとする。 なお、計画の策定に際しては、特に幼稚園、学校、病院、福祉施設等の災害時要援護者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。</p> <p>(2) 防護対策区画内の地区（集落）ごとに把握し、又は定めておく事項</p>	<p>マニュアルによる修正</p> <p>マニュアルによる修正 指針を踏まえた修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>(ア) 人口 (イ) 地区の連絡責任者 (ウ) 集合場所（所在地） (エ) 避難場所（所在地） (オ) 避難方法及び避難経路 (カ) コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数） (キ) 自家用自動車（船舶）数 (ク) 移送を要する推定人員 (ケ) その他必要事項</p> <p>(3) 関係町村は、退避等措置計画による避難等を実効性のあるものとするため、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導などを定めた避難マニュアルや住民向けのしおりなどの作成に努め、道はその作成について支援するものとする。</p> <p>2 避難場所等の整備 (1) 避難場所の整備 避難の長期化を想定し、避難場所における生活環境が良好なものであることが望ましく、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者等に配慮し、旅館又はホテル等を避難場所とする。 道は、関係町村の避難場所となる旅館又はホテル等について、関係団体や施設管理者等と受け入れに関する調整を行うとともに、旅館又はホテル等が所在する市町村の協力も得ながら、広域避難体制を整備するものとする。 関係町村は、道の協力のもと、避難場所となる旅館又はホテル等と受け入れに係る協定等を締結することとする。</p> <p>(2) 一時滞在場所の整備 道は、関係町村の住民が、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所としての避難所が必要とされる場合に備え、周辺市町村へ避難所の設置や避難者の受け入れができるよう、周辺市町村と連携を図ることとし、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p> <p>(3) 仮設住宅の建設に向けた整備 道は、国等の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能性を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備 道は、国及び関係町村と連携し、広域避難を想定した住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど避難誘導資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>3 災害時要援護者等に対する配慮 (1) 道は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者及び一時滞在中者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>ア 災害時要援護者及び一時滞在中者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民正委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</p> <p>イ 災害時要援護者及び一時滞在中者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係町村及び防災関係機関に対し、情報伝達体制の整備を支援する。</p> <p>ウ 避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を支援する。</p>	<p>(ア) 人口 (イ) 地区の連絡責任者 (ウ) 集合場所（所在地） (エ) 避難場所（所在地） (オ) 避難方法及び避難経路 (カ) コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数） (キ) 自家用自動車（船舶）数 (ク) 移送を要する推定人員 (ケ) その他必要事項</p> <p>(3) 関係町村は、退避等措置計画による避難等を実効性のあるものとするため、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導などを定めた避難マニュアルや住民向けのしおりなどの作成に努め、道はその作成について支援するものとする。</p> <p>2 避難場所等の整備 (1) 避難場所の整備 避難の長期化を想定し、避難場所における生活環境が良好なものであることが望ましく、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者等に配慮し、旅館又はホテル等を避難場所とする。 道は、関係町村の避難場所となる旅館又はホテル等について、関係団体や施設管理者等と受け入れに関する調整を行うとともに、旅館又はホテル等が所在する市町村の協力も得ながら、広域避難体制を整備するものとする。 関係町村は、道の協力のもと、避難場所となる旅館又はホテル等と受け入れに係る協定等を締結することとする。</p> <p>(2) 一時滞在場所の整備 道は、関係町村の住民が、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所としての避難所が必要とされる場合に備え、周辺市町村へ避難所の設置や避難者の受け入れができるよう、周辺市町村と連携を図ることとし、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p> <p>(3) 仮設住宅の建設に向けた整備 道は、国等の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能性を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備 道は、国及び関係町村と連携し、広域避難を想定した住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど避難誘導資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>3 災害時要援護者等に対する配慮 (1) 道は、<u>傷病者、入院患者</u>、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等及び一時滞在中者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>ア 災害時要援護者等及び一時滞在中者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民正委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</p> <p>イ <u>災害時要援護者等</u>及び一時滞在中者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係町村及び防災関係機関に対し、情報伝達体制の整備を支援する。</p> <p>ウ 避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を支援する。</p>	<p>マニュアルによる修正・<u>傷病者、入院患者</u>を含め災害時要援護者等と表記（以下同様）</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>(2) 関係町村は、道の協力のもと、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者等に対する情報伝達体制や避難誘導体制の整備するとともに、災害時要援護者の避難支援プラン等の策定等に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法について定めておくものとする。</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方法等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するために、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>5 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係町村は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>6 避難場所・避難方法等の周知 関係町村は、避難場所、避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）及び屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第4節 通信連絡体制の整備</p> <p>1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備 道、関係町村及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時より情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努め、また、複合災害を踏まえ、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど通信連絡体制の充実強化を図るものとする。</p> <p>道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況 (資料2-4-1)</p> <p>2 住民等に対する情報伝達体制の整備 道及び関係町村は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、同報無線、広報車等の広報設備及び機器等の整備やホームページ（インターネット）、CATV等の多様なメディア、携帯電話による災害・避難情報メールなどの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>(2) 関係町村は、道の協力のもと、災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者等に対する情報伝達体制や避難誘導体制の整備するとともに、災害時要援護者の避難支援プラン等の策定等に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法について定めておくものとする。</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方法等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p>4 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するために、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>5 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係町村は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>6 避難場所・避難方法等の周知 関係町村は、避難場所、避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）及び屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第4節 通信連絡体制の整備</p> <p>1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備 道、関係町村及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時より情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努め、また、複合災害を踏まえ、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど通信連絡体制の充実強化を図るものとする。</p> <p>道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況 (資料2-4-1)</p> <p>2 住民等に対する情報伝達体制の整備 道及び関係町村は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、同報無線、広報車等の広報設備及び機器等の整備やホームページ（インターネット）、CATV等の多様なメディア、携帯電話による災害・避難情報メールなどの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。</p>	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>道は、原子力災害時における緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。</p> <p>なお、国は、必要に応じて空からの又は海上における緊急時モニタリングを実施するものとされている。</p> <p>1 モニタリング要員等の体制整備</p> <p>(1) 道及び関係町村の体制整備</p> <p>道は、原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ確実な実施を確保するため、あらかじめモニタリング要員を登録するものとする。</p> <p>関係町村は、知事の要請に基づき、モニタリング要員を派遣するなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。</p> <p>道は、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。</p> <p>(2) 国等の体制整備</p> <p>国（<u>文部科学省</u>）、指定公共機関（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）及び北海道電力を除く原子力事業者は、原子力災害時に現地に動員すべきモニタリング要員の動員体制を確保することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者の体制整備</p> <p>原子力事業者は、道が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、モニタリング要員の派遣や環境放射線モニタリング設備・機器等の貸与等に必要な体制を整備するものとする。</p> <p>緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両（資料2-5-1）</p> <p>2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備</p> <p>(1) 道が行う設備・機器等の整備</p> <p>道は、平常時及び緊急時における泊発電所周辺を含めた道内の環境放射線及び放射性物質に関する迅速な状況把握や、住民等への情報提供のため、環境放射線テレメータシステム等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備し、維持管理するものとする。</p> <p>なお、道内の環境放射線に関する状況把握については、国（<u>文部科学省</u>）の環境放射能水準調査による観測データも活用する。</p> <p>(2) 国等が行う設備・機器等の整備</p> <p>国（<u>文部科学省</u>）、指定公共機関（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）及びその他の原子力事業者は、原子力災害時に現地に派遣するモニタリング要員等が持参する環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持管理することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者が行う設備・機器等の整備</p> <p>原子力事業者は、泊発電所敷地境界周辺モニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、ガンマ線用可搬型測定機器、サーベイメータ等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備するものとする。</p> <p>環境放射線テレメータシステム図（資料2-5-2） リアルタイム線量測定システム図〔<u>文部科学省</u>環境放射能水準調査〕（資料2-5-3） 気象・海象観測機器の整備状況（資料2-5-4） 道及び原子力事業者所有の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備状況（資料2-5-5）</p> <p>3 SPEEDIネットワークシステムの整備・維持</p> <p>道は、国、原子力事業者と連携し、平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDIネットワークシステム）と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど、気象情報、放出源情報</p>	<p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>道は、原子力災害時における緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。</p> <p>なお、国は、必要に応じて空からの又は海上における緊急時モニタリングを実施するものとされている。</p> <p>1 モニタリング要員等の体制整備</p> <p>(1) 道及び関係町村の体制整備</p> <p>道は、原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ確実な実施を確保するため、あらかじめモニタリング要員を登録するものとする。</p> <p>関係町村は、知事の要請に基づき、モニタリング要員を派遣するなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。</p> <p>道は、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。</p> <p>(2) 国等の体制整備</p> <p>国（<u>原子力規制委員会</u>）、指定公共機関（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）及び北海道電力を除く原子力事業者は、原子力災害時に現地に動員すべきモニタリング要員の動員体制を確保することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者の体制整備</p> <p>原子力事業者は、道が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、モニタリング要員の派遣や環境放射線モニタリング設備・機器等の貸与等に必要な体制を整備するものとする。</p> <p>緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両（資料2-5-1）</p> <p>2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備</p> <p>(1) 道が行う設備・機器等の整備</p> <p>道は、平常時及び緊急時における泊発電所周辺を含めた道内の環境放射線及び放射性物質に関する迅速な状況把握や、住民等への情報提供のため、環境放射線テレメータシステム等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備し、維持管理するものとする。</p> <p>なお、道内の環境放射線に関する状況把握については、国（<u>原子力規制委員会</u>）の環境放射能水準調査による観測データも活用する。</p> <p>(2) 国等が行う設備・機器等の整備</p> <p>国（<u>原子力規制委員会</u>）、指定公共機関（独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構）及びその他の原子力事業者は、原子力災害時に現地に派遣するモニタリング要員等が持参する環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持管理することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者が行う設備・機器等の整備</p> <p>原子力事業者は、泊発電所敷地境界周辺モニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、ガンマ線用可搬型測定機器、サーベイメータ等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備するものとする。</p> <p>環境放射線テレメータシステム図（資料2-5-2） リアルタイム線量測定システム図〔<u>原子力規制委員会</u>環境放射能水準調査〕（資料2-5-3） 気象・海象観測機器の整備状況（資料2-5-4） 道及び原子力事業者所有の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備状況（資料2-5-5）</p> <p>3 SPEEDIネットワークシステムの整備・維持</p> <p>道は、国、原子力事業者と連携し、平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDIネットワークシステム）と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど、気象情報、放出源情報</p>	<p>組織改正</p> <p>組織改正</p> <p>組織改正</p> <p>組織改正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする。</p> <p>SPEEDIネットワークシステムの整備状況 (資料2-5-6)</p> <p>第6節 緊急被ばく医療活動体制の整備</p> <p><u>1 医療関係者等の参加・連携による体制の構築</u></p> <p>道は、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図るものとする。 <u>また、道は、外来診療に対応する初期被ばく医療体制及び入院診療に対応する二次・三次被ばく医療体制並びにそのネットワークについて、医療関係者を積極的に関与させ構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 医療資機材、体制の整備</p> <p>道は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、<u>一般傷病者に対する救急医療に即応するための医療体制の充実強化を図るものとする。</u> <u>また、道は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。</u> <u>さらに、国と協力し、緊急被ばく医療を実施する医療機関（被ばく医療機関）の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。被ばく医療機関は、緊急被ばく医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>緊急被ばく医療活動用資機材等の配備状況 (資料2-6-1) 安定ヨウ素剤の配備状況 (資料2-6-2)</p> <p>第7節 防災資機材の整備</p> <p>道、関係町村及び防災関係機関は、原子力災害時における退避等の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。</p> <p>防災資機材の整備状況 (資料2-7-1)</p> <p>第8節 防災対策資料の整備</p> <p>道及び関係町村は、国及び原子力事業者と連携し、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策の確立に資するため、この節以外に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料及び放射性物質又は放射線の影響予測に必要な資料等周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部等の事務局及びオフサイトセンターに適切に備え付けるものとする。</p> <p>1 泊発電所に関する資料</p> <p>施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真（道及びオフサイトセンター等に備え付け）</p> <p>2 社会的環境に関する資料</p> <p>(1) 人口に関する資料 (資料2-8-2～資料2-8-6) (2) 道路及び陸上輸送に関する資料 (資料2-8-7～資料2-8-11) (3) 港湾及び海上輸送に関する資料 (資料2-8-12～資料2-8-15)</p>	<p>等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする。</p> <p>SPEEDIネットワークシステムの整備状況 (資料2-5-6)</p> <p>第6節 緊急被ばく医療活動体制の整備</p> <p><u>1 緊急被ばく医療体制の整備</u></p> <p>道は、国と協力し、緊急被ばく医療を実施する医療機関（被ばく医療機関）の整備を図るとともに、<u>緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。被ばく医療機関は、緊急被ばく医療を実施するための組織体制の整備を図るものとする。</u> <u>また、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、既存の救急・災害医療を活用し、一般傷病者に対する救急医療に対応できる広域的な被ばく医療体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>2 医療活動用資機材、体制の整備</p> <p>道は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>緊急被ばく医療活動用資機材等の配備状況 (資料2-6-1) 安定ヨウ素剤の配備状況 (資料2-6-2)</p> <p><u>3 医療関係者等の参加・連携による体制の構築</u></p> <p>道は、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図るものとする。<u>また、道は、外来診療に対応する初期被ばく医療体制及び入院診療に対応する二次・三次被ばく医療体制並びにそのネットワークについて、医療関係者を積極的に関与させ構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>第7節 防災資機材の整備</p> <p>道、関係町村及び防災関係機関は、原子力災害時における退避等の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。</p> <p>防災資機材の整備状況 (資料2-7-1)</p> <p>第8節 防災対策資料の整備</p> <p>道及び関係町村は、国及び原子力事業者と連携し、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策の確立に資するため、この節以外に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料及び放射性物質又は放射線の影響予測に必要な資料等周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部等の事務局及びオフサイトセンターに適切に備え付けるものとする。</p> <p>1 泊発電所に関する資料</p> <p>施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真（道及びオフサイトセンター等に備え付け）</p> <p>2 社会的環境に関する資料</p> <p>(1) 人口に関する資料 (資料2-8-2～資料2-8-6) (2) 道路及び陸上輸送に関する資料 (資料2-8-7～資料2-8-11) (3) 港湾及び海上輸送に関する資料 (資料2-8-12～資料2-8-15)</p>	<p>指針を踏まえた修正 (節内移動)</p> <p>表記の修正</p> <p>指針を踏まえた修正 (節内移動)</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料 (資料2-8-16～資料2-8-18)</p> <p>(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料 (資料2-8-19～資料2-8-20)</p> <p>(6) 避難者収容施設に関する資料 (資料2-8-21～資料2-8-22)</p> <p>(7) 医療施設等に関する資料 (資料2-8-23～資料2-8-26)</p> <p>(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料 (資料2-8-27～資料2-8-36)</p>	<p>(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料 (資料2-8-16～資料2-8-18)</p> <p>(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料 (資料2-8-19～資料2-8-20)</p> <p>(6) 避難者収容施設に関する資料 (資料2-8-21～資料2-8-22)</p> <p>(7) 医療施設等に関する資料 (資料2-8-23～資料2-8-26)</p> <p>(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料 (資料2-8-27～資料2-8-36)</p>	
<p>3 自然的環境に関する資料</p> <p>(1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 (環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書を道及びオフサイトセンター等に備え付け)</p> <p>(2) 気象・海象に関する資料 (資料2-8-37～資料2-8-39)</p>	<p>3 自然的環境に関する資料</p> <p>(1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 (環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書を道及びオフサイトセンター等に備え付け)</p> <p>(2) 気象・海象に関する資料 (資料2-8-37～資料2-8-39)</p>	
<p>第9節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>道は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、道関係機関が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	<p>第9節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>道は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、道関係機関が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	
<p>第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発</p> <p>道は、国、関係町村及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレットの配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むとともに、関係町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>また、道は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること</p> <p>(2) 原子力施設の概要に関すること</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>(5) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>(6) 災害時要援護者への支援に関すること</p> <p>(7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難場所での行動等に関すること</p> <p>(8) その他必要と認める事項</p>	<p>第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発</p> <p>道は、国、関係町村及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレットの配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むとともに、関係町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>また、道は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、<u>傷病者、入院患者</u>、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること</p> <p>(2) 原子力施設の概要に関すること</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>(4) 放射線による健康への影響、<u>モニタリング結果の解釈の仕方</u>及び放射線防護に関すること</p> <p>(5) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>(6) 災害時要援護者等への支援に関すること</p> <p>(7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難場所での行動等に関すること</p> <p>(8) その他必要と認める事項</p>	<p>マニュアルによる修正 表記の修正</p> <p>マニュアルによる修正 表記の修正</p>
<p>第11節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>道は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力防災対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。</p> <p>(1) 原子力防災体制及び組織に関すること</p> <p>(2) 原子力発電所等の施設に関すること</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること</p>	<p>第11節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>道は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力防災対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。</p> <p>(1) 原子力防災体制及び組織に関すること</p> <p>(2) 原子力発電所等の施設に関すること</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること</p>	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>(4) 放射線防護に関すること (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること (7) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること (9) 緊急被ばく医療活動に関すること (10) その他緊急時対応に関すること</p> <p>第12節 原子力防災訓練の実施 1 道の原子力防災訓練の実施 道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練等を各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。 なお、訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定し、即時避難や広域避難を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。 また、道は訓練を実施した後、訓練のチェック項目等により事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。 (1) 災害対策本部等の設置運営訓練 (2) オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練 (3) 緊急時通信連絡訓練 (4) 緊急時モニタリング訓練 (5) <u>緊急時予測システム情報</u>の活用訓練 (6) 緊急被ばく医療活動訓練 (7) 周辺住民等に対する情報伝達訓練 (8) 周辺住民避難訓練</p> <p>2 国の総合的な原子力防災訓練への参画 道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。</p> <p>第13節 泊発電所上空の飛行規制 泊発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置については、次のとおりである。</p> <p>1 国（国土交通省）の規制措置 泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯43°02'17" 東経140°30'47"の地点を中心とする半径2ノーチカ・マイル（約3.6km）で囲まれている区域の直上空域であって高度2,000フィート（約600m）未満の空域を除くとされている。 泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。 なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、泊発電所上空においては、原則として訓練及び試験飛行は避け、やむを得ず行う場合であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。</p> <p>2 原子力事業者の措置 原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。</p>	<p>(4) 放射線防護に関すること (5) モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること (7) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること (9) 緊急被ばく医療活動に関すること (10) その他緊急時対応に関すること</p> <p>第12節 原子力防災訓練の実施 1 道の原子力防災訓練の実施 道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練等を各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。 なお、訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定し、即時避難や広域避難を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。 また、道は訓練を実施した後、訓練のチェック項目等により事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。 (1) 災害対策本部等の設置運営訓練 (2) オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練 (3) 緊急時通信連絡訓練 (4) 緊急時モニタリング訓練 (5) <u>気象予測及び大気中拡散予測</u>の活用訓練 (6) 緊急被ばく医療活動訓練 (7) 周辺住民等に対する情報伝達訓練 (8) 周辺住民避難訓練</p> <p>2 国の総合的な原子力防災訓練への参画 道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。</p> <p>第13節 泊発電所上空の飛行規制 泊発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置については、次のとおりである。</p> <p>1 国（国土交通省）の規制措置 泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯43°02'17" 東経140°30'47"の地点を中心とする半径2ノーチカ・マイル（約3.6km）で囲まれている区域の直上空域であって高度2,000フィート（約600m）未満の空域を除くとされている。 泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。 なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、泊発電所上空においては、原則として訓練及び試験飛行は避け、やむを得ず行う場合であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。</p> <p>2 原子力事業者の措置 原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。</p>	<p>マニュアルによる修正</p> <p>マニュアルによる修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p style="text-align: center;">第 3 章 緊急事態応急対策</p> <p>本章は、原子力規制委員会から警戒事象（<u>原災法第 10 条の可能性のある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障であって原子力規制庁が警戒事象と判断する事象又は自然災害（後志管内で震度 6 弱以上の地震、立地村で震度 5 弱以上の地震、大津波警報（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発せられた場合を除く。）等）の発生時）の通報があった場合の対応、原災法第 10 条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。</u></p> <p>第 1 節 事故状況等の把握及び通報連絡</p> <p>泊発電所において、警戒事象が発生した場合は、道、関係町村及び防災関係機関相互において、図 3-1-1 で示す通報連絡系統図を基本としてそれぞれ次のとおり通報連絡を行うとともに、道は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>1 警戒事象発生情報の連絡</p> <p>知事は、原子力規制委員会から警戒事象の通報があった場合、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。</p> <p>また、原子力防災専門官等と緊密な連携をとり、施設の状況把握に努めるとともに、応急対策の準備を開始したときは速やかに関係町村及び防災関係機関に対し通報連絡を行うものとする。</p> <p>2 特定事象発生情報の連絡</p> <p>(1) 原子力防災管理者の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式）により国、道、関係町村、岩内警察署、小樽海上保安部及び岩内・寿都地方消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。</p> <p>また、第 2 報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。</p> <p style="text-align: right;">泊発電所異常事態通報様式 (資料 3-1-1) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (資料 3-1-2)</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村及び北海道警察本部に連絡するものとする。また、P A Z 内の町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとする。</p> <p>原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>また、原子力防災専門官は、(3) のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力保安検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p style="text-align: right;">原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (資料 3-1-3)</p> <p>(3) 道の通報連絡</p> <p>ア 知事は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。</p> <p>イ 知事は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 緊急事態応急対策</p> <p>本章は、原子力規制委員会から警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び原災法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。</p> <p>第 1 節 事故状況等の把握及び通報連絡</p> <p>泊発電所において、警戒事象が発生した場合は、道、関係町村及び防災関係機関相互において、図 3-1-1 で示す通報連絡系統図を基本としてそれぞれ次のとおり通報連絡を行うとともに、道は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>1 警戒事象発生情報の連絡</p> <p>知事は、原子力規制委員会から警戒事象の通報があった場合、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。</p> <p>また、原子力防災専門官等と緊密な連携をとり、施設の状況把握に努めるとともに、応急対策の準備を開始したときは速やかに関係町村及び防災関係機関に対し通報連絡を行うものとする。</p> <p>2 特定事象発生情報の連絡</p> <p>(1) 原子力防災管理者の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式）により国、道、関係町村、岩内警察署、小樽海上保安部及び岩内・寿都地方消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。</p> <p>また、第 2 報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。</p> <p style="text-align: right;">泊発電所異常事態通報様式 (資料 3-1-1) 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (資料 3-1-2)</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<u>発生の確認</u>と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村及び北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、P A Z 内の町村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとする。</p> <p>原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>また、原子力防災専門官は、(3) のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力保安検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p style="text-align: right;">原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (資料 3-1-3)</p> <p>(3) 道の通報連絡</p> <p>ア 知事は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。</p> <p>イ 知事は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとする。</p>	<p>第 1 章第 5 節に移動</p> <p>マニュアルによる修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>・ P A Z 内の町村と同様の情報を U P Z 内の町村に連絡すること</p> <p>・ U P Z 内の町村に連絡する際には、 P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること</p> <p>(4) 関係町村の通報連絡 関係町村長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、その通報連絡事項について、直ちに、警察署長、海上保安部長及び消防長など防災関係機関の長に対して連絡するものとする。</p> <p>(5) 警察署の通報連絡 岩内警察署長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、北海道警察本部長にその旨を報告するものとする。</p> <p>(6) 海上保安部の通報連絡 小樽海上保安部長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、第一管区海上保安本部長にその旨を報告するものとする。</p> <p>(7) 消防本部の通報連絡 岩内・寿都地方消防組合消防長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、直ちに所属消防署(支署)長に通報し必要な指示を行うものとする。</p> <p>3 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、関係町村、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。</p> <p>イ 知事は、国との間において、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>ウ 知事は、関係町村及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>エ 知事は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡</p> <p>ア 知事は、国の原子力災害現地对策本部(以下「国の現地对策本部」という。)や関係町村の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、道が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>イ 知事は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、道が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>4 一般通信回線が使用できない場合の対処</p> <p>知事は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p><図3-1-1> (省略)</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>1 配備体制及び災害対策本部等の設置</p> <p>知事は、原子力規制委員会からの警戒事象並びに原災法第10条及び第15条に基づく通報があったとき、又</p>	<p>・ P A Z 内の町村と同様の情報を U P Z 内の町村に連絡すること</p> <p>・ U P Z 内の町村に連絡する際には、 P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること</p> <p>(4) 関係町村の通報連絡 関係町村長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、その通報連絡事項について、直ちに、警察署長、海上保安部長及び消防長など防災関係機関の長に対して連絡するものとする。</p> <p>(5) 警察署の通報連絡 岩内警察署長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、北海道警察本部長にその旨を報告するものとする。</p> <p>(6) 海上保安部の通報連絡 小樽海上保安部長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、第一管区海上保安本部長にその旨を報告するものとする。</p> <p>(7) 消防本部の通報連絡 岩内・寿都地方消防組合消防長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、直ちに所属消防署(支署)長に通報し必要な指示を行うものとする。</p> <p>3 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、関係町村、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。</p> <p>イ 知事は、国との間において、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>ウ 知事は、関係町村及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>エ 知事は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡</p> <p>ア 知事は、国の原子力災害現地对策本部(以下「国の現地对策本部」という。)や関係町村の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、道が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>イ 知事は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、道が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>4 一般通信回線が使用できない場合の対処</p> <p>知事は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p><図3-1-1> (省略)</p> <p>第2節 応急活動体制</p> <p>1 配備体制及び災害対策本部等の設置</p> <p>知事は、原子力規制委員会からの警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力</p>	<p>マニュアルによる修正</p>

現 行 計 画					事 務 局 案					修正事由
<p>は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。</p> <p>また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。</p>					<p>緊急事態宣言を発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。</p> <p>また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。</p>					
区分	配備体制の基準及び災害対策本部等の設置	体制区分	本部設置	配備体制	区分	配備体制の基準及び災害対策本部等の設置	体制区分	本部設置	配備体制	
初期レベル	原子力規制委員会から警戒事象の発生通報を受けたとき	第1非常配備		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部科学IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部医療政策局医療業務課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	初期レベル	原子力規制委員会から警戒事象の発生通報を受けたとき	第1非常配備		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部科学IT振興局情報政策課、環境生活部環境局環境推進課、保健福祉部医療政策局医療業務課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	
警戒レベル	<p>1 原子力防災管理者から特定事象の発生通報（敷地境界付近等で5マイクロベクト/hを検出したとき又は施設の異常事象等：資料3-1-2）を受けたとき</p> <p>2 泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したとき</p> <p>3 その他特に知事が必要と認めたと</p>	第2非常配備	警戒本部の設置	災害応急対策に係るある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	警戒レベル	<p>1 原子力防災管理者から特定事象の発生通報を受けたとき</p> <p>2 その他特に知事が必要と認めたと</p>	第2非常配備	警戒本部の設置	災害応急対策に係るある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	指針を踏まえた修正
緊急事態レベル	<p>1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（敷地境界付近等で500マイクロベクト/hを検出したとき又は施設の異常事象等：資料3-1-3）を発出したとき</p> <p>2 その他特に知事が必要と認めたと</p>	第3非常配備	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。	緊急事態レベル	<p>1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</p> <p>2 その他特に知事が必要と認めたと</p>	第3非常配備	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。	指針を踏まえた修正
<p>2 第1非常配備（初期活動体制）</p> <p>(1) 知事は、1の初期レベルに該当する場合は、直ちに第1非常配備体制をとることとし、第4節（緊急時モニタリング）に定めるところにより、直ちに原子力環境センターに緊急時モニタリング班を設置し、第1非常配備のモニタリングを開始する。</p> <p>なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。</p> <p>第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする</p>					<p>2 第1非常配備（初期活動体制）</p> <p>(1) 知事は、1の初期レベルに該当する場合は、直ちに第1非常配備体制をとることとし、第4節（緊急時モニタリング）に定めるところにより、直ちに原子力環境センターに緊急時モニタリング班を設置し、第1非常配備のモニタリングを開始する。</p> <p>なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。</p> <p>第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする</p>					

現 行 計 画

図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）

[本 庁]		
部 名	課 名	所 掌 事 務
総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関する こと。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報連絡に関する こと。
	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府、 <u>文部科学省</u> ）との連絡 調整に関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関すること。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関すること。
総合政策部	知事室 広報広聴課	広報に関すること。
	科学IT振興局 情報政策課	防災無線の統制に関すること。
環境生活部	環境局 環境推進課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。
保健福祉部	医療政策局	緊急被ばく医療活動に関すること。
	医療薬務課	

[現 地]		
機 関 名		所 掌 事 務
後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関すること。
	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。
	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。
	岩内地域保健室	医療活動の準備に関すること。
原子力環境センター		1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡 に関すること。 2 緊急時モニタリングの開始に関すること。

（2）知事は、特定事象に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。

3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）

（1）原子力災害警戒本部の設置及び組織等
知事は、1の警戒レベルに該当する場合は、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。
また警戒本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、所定の職員を迅速に派遣する。
なお、警戒本部長は、災害の事態の推移に合わせて、先行的に災害対策に要する職員を派遣するものとする。

第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-2、第2非常配備（現地警戒本部の組織及び所掌事務）は図3-2-3のとおりとする。

<図3-2-2>（省略）
<図3-2-3>（省略）

事 務 局 案

図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）

[本 庁]		
部 名	課 名	所 掌 事 務
総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関する こと。 2 後志総合振興局及び庁内各部等との通報連絡に関する こと。
	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関する こと。 2 原子力環境センターからの情報収集に関すること。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関すること。
総合政策部	知事室 広報広聴課	広報に関すること。
	科学IT振興局 情報政策課	防災無線の統制に関すること。
環境生活部	環境局 環境推進課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。
保健福祉部	医療政策局	緊急被ばく医療活動に関すること。
	医療薬務課	

[現 地]		
機 関 名		所 掌 事 務
後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関すること。
	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。
	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。
	岩内地域保健室	医療活動の準備に関すること。
原子力環境センター		1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡 に関すること。 2 緊急時モニタリングに関すること。

（2）知事は、特定事象に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。

3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）

（1）原子力災害警戒本部の設置及び組織等
知事は、1の警戒レベルに該当する場合は、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。
また警戒本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、所定の職員を迅速に派遣する。
なお、警戒本部長は、災害の事態の推移に合わせて、先行的に災害対策に要する職員を派遣するものとする。

第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-2、第2非常配備（現地警戒本部の組織及び所掌事務）は図3-2-3のとおりとする。

<図3-2-2>（省略）
<図3-2-3>（省略）

修正事由

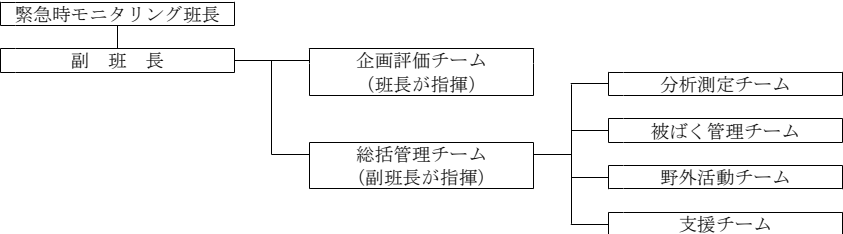
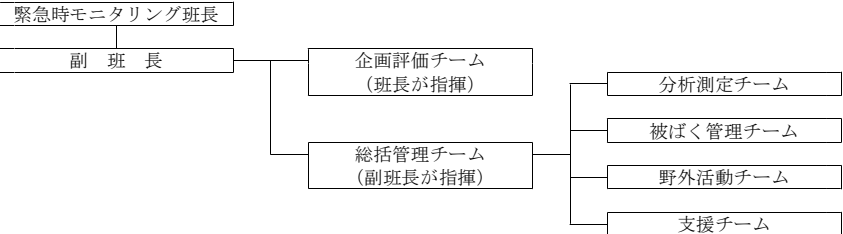
組織改正

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>(2) 情報の収集及び専門家の派遣要請 警戒本部長は、特定事象発生のお知らせを受けた場合、原子力防災専門官から助言等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>(3) オフサイトセンターの設置準備 警戒本部長は、特定事象発生のお知らせを受けた場合、必要に応じオフサイトセンターに資機材や関係資料の配置など設置準備への協力をを行うものとする。 また、警戒本部長は、国からオフサイトセンターへの参集が要請された場合、先行的に別に定める職員（現地警戒本部要員を除く）の中から必要に応じた職員を派遣するものとする。</p> <p>(4) 現地事故対策連絡会議の出席 警戒本部長は、オフサイトセンターにおいて国が現地事故対策連絡会議を開催する場合には、原則として現地警戒本部長を出席させるものとする。</p> <p>(5) 国等との情報の共有等 警戒本部長は、現地事故対策連絡会議において、出席する現地警戒本部要員に対し、道が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について国等との連絡・調整、情報の共有を行わせるものとする。</p> <p>(6) 関係町村の活動体制 関係町村長は、特定事象発生等のお知らせを受けた場合は、災害応急対策に対応するコンクリート屋内退避所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</p> <p>(7) 警戒本部及び現地警戒本部の廃止 知事は、災害応急活動の必要が無くなったと認めた場合、又は災対法、原災法に基づく北海道災害対策本部を設置した場合は、第2非常配備体制を解除し、警戒本部及び現地警戒本部を廃止するものとする。 また、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>4 第3非常配備（災害対策本部の設置） (1) 災害対策本部の設置及び組織等 知事は、1の緊急事態レベルに該当する場合は、直ちに第3非常配備体制をとると同時に、災対法、原災法及び北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54条）の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び北海道災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置するものとする。 第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-4のとおりとする。</p> <p><図3-2-4>（省略）</p> <p>(2) 現地災害対策本部 本部長は、災害対策本部の設置と同時に、北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を対策拠点施設内に設置し、所定の職員を迅速に派遣する。 ア 組織及び所掌事務 第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。 なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p><図3-2-5>（省略）</p>	<p>(2) 情報の収集及び専門家の派遣要請 警戒本部長は、特定事象発生のお知らせを受けた場合、原子力防災専門官から助言等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>(3) オフサイトセンターの設置準備 警戒本部長は、特定事象発生のお知らせを受けた場合、必要に応じオフサイトセンターに資機材や関係資料の配置など設置準備への協力をを行うものとする。 また、警戒本部長は、国からオフサイトセンターへの参集が要請された場合、先行的に別に定める職員（現地警戒本部要員を除く）の中から必要に応じた職員を派遣するものとする。</p> <p>(4) 現地事故対策連絡会議の出席 警戒本部長は、オフサイトセンターにおいて国が現地事故対策連絡会議を開催する場合には、原則として現地警戒本部長を出席させるものとする。</p> <p>(5) 国等との情報の共有等 警戒本部長は、現地事故対策連絡会議において、出席する現地警戒本部要員に対し、道が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について国等との連絡・調整、情報の共有を行わせるものとする。</p> <p>(6) 関係町村の活動体制 関係町村長は、特定事象発生等のお知らせを受けた場合は、災害応急対策に対応するコンクリート屋内退避所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</p> <p>(7) 警戒本部及び現地警戒本部の廃止 知事は、災害応急活動の必要が無くなったと認めた場合、又は災対法、原災法に基づく北海道災害対策本部を設置した場合は、第2非常配備体制を解除し、警戒本部及び現地警戒本部を廃止するものとする。 また、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>4 第3非常配備（災害対策本部の設置） (1) 災害対策本部の設置及び組織等 知事は、1の緊急事態レベルに該当する場合は、直ちに第3非常配備体制をとると同時に、災対法、原災法及び北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54条）の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び北海道災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置するものとする。 第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-4のとおりとする。</p> <p><図3-2-4>（省略）</p> <p>(2) 現地災害対策本部 本部長は、災害対策本部の設置と同時に、北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を対策拠点施設内に設置し、所定の職員を迅速に派遣する。 ア 組織及び所掌事務 第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。 なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p><図3-2-5>（省略）</p>	

現 行 計 画		事 務 局 案		修正事由																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整班</td> <td>1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること</td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td>1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること</td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td>1 生活必需品の供給に関すること 2 飲食物の摂取制限等に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること	緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	医療班	1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	住民生活班	1 生活必需品の供給に関すること 2 飲食物の摂取制限等に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整班</td> <td>1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること</td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td>1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること</td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td>1 生活必需品の供給に関すること 2 飲食物の摂取制限等に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること	緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	医療班	1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	住民生活班	1 生活必需品の供給に関すること 2 飲食物の摂取制限等に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること	
班 名	所 掌 事 務																					
総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
医療班	1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
住民生活班	1 生活必需品の供給に関すること 2 飲食物の摂取制限等に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
班 名	所 掌 事 務																					
総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
医療班	1 緊急被ばく医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
住民生活班	1 生活必需品の供給に関すること 2 飲食物の摂取制限等に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること																					
<p>イ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長は、現地本部を設置した場合は、関係町村長、原子力防災管理者、北海道警察本部長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長及びその他の防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急活動の円滑な実施を図るものとする（オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合を除く）。</p> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。</p> <p>また、本部長は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に別に定める職員を派遣するものとする。</p> <p>(4) 防災関係機関等に対する協力要請</p> <p>本部長は、必要に応じ、防災関係機関の長のほか、北海道防災会議を構成する機関の長に対し、災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(5) 関係町村への協力体制</p> <p>本部長は、関係町村長が道の指示又は自らの判断により災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p> <p>(6) 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>道は、<u>緊急避難完了後の段階</u>において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。</p> <p>(7) 災害対策本部及び現地本部等の廃止</p> <p>知事は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、または、原子力災害の危険性が解消したと認めるときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部、地方本部及び現地本部を廃止するものとする。</p> <p>なお、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p>	<p>イ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長は、現地本部を設置した場合は、関係町村長、原子力防災管理者、北海道警察本部長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長及びその他の防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急活動の円滑な実施を図るものとする（オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合を除く）。</p> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。</p> <p>また、本部長は、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に別に定める職員を派遣するものとする。</p> <p>(4) 防災関係機関等に対する協力要請</p> <p>本部長は、必要に応じ、防災関係機関の長のほか、北海道防災会議を構成する機関の長に対し、災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(5) 関係町村への協力体制</p> <p>本部長は、関係町村長が道の指示又は自らの判断により災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p> <p>(6) 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>道は、<u>初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階</u>において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。</p> <p>(7) 災害対策本部及び現地本部等の廃止</p> <p>知事は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、または、原子力災害の危険性が解消したと認めるときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部、地方本部及び現地本部を廃止するものとする。</p> <p>なお、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p>	<p>マニュアルによる修正</p>																				

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 住民等に対する広報</p> <p>(1) 知事は、第1非常配備以降、原子力災害の特殊性にかんがみ、本庁（原子力安全対策課）又は各総合振興局・振興局を通じて道内の全市町村に連絡するとともに、報道機関などを通じて広く道民に対し情報提供を行うものとする。</p> <p>なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 第3非常配備以後は、本部長は、国、関係町村、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携の下、広報体系を一元化して迅速かつ確な、また、様々な情報伝達手段を活用し、継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。</p> <p><図3-3-1>（省略）</p> <p>(3) 本部長は、情報の提供に当たり、情報の発信元を明確にするとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しては、道路管理者等に事故情報を提供し、それらの関係機関と連携した広報に努める。</p> <p>(4) 本部長は、災害対策本部及び現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。発表する情報については、迅速性、正確性、信頼性を確保するとともにわかりやすく丁寧な説明を行うものとする。また、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、国等と協議のうえ、合同で広報対応に努めるものとする。</p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達</p> <p>(1) 本部長は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。</p> <p>(2) 本部長は、原子力事業者から特定事象発生通報等があった場合は、直ちに、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請し、住民等に対して情報の提供を行うものとする。</p> <p>また、関係町村長に対しては、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行うほか広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。</p> <p>(3) 本部長は、原子力事業者から特定事象発生通報等があった場合は、第一管区海上保安本部長に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。</p> <p>また、関係漁業無線局にも緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して、情報の提供を行うものとする。</p> <p>(4) 本部長は、道民に対して、テレビ、ラジオ、新聞や道のホームページ（インターネット）等を通じて必要な情報を提供するとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。</p> <p>(5) 本部長は、各総合振興局・振興局に対し、また、本庁（原子力安全対策課）又は各総合振興局・振興局は各市町村に対して必要な情報を連絡するとともに、各市町村は住民等に対して必要に応じて情報を提供する。</p> <p>(6) 本部長は、住民等からの問い合わせに対応するために、住民問い合わせ窓口を設置し、必要な情報提供を行う。</p>	<p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 住民等に対する広報</p> <p>(1) 知事は、第1非常配備以降、原子力災害の特殊性にかんがみ、本庁（原子力安全対策課）又は各総合振興局・振興局を通じて道内の全市町村に連絡するとともに、報道機関などを通じて広く道民に対し情報提供を行うものとする。</p> <p>なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 第3非常配備以後は、本部長は、国、関係町村、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携の下、広報体系を一元化して迅速かつ確な、また、様々な情報伝達手段を活用し、継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。</p> <p><図3-3-1>（省略）</p> <p>(3) 本部長は、情報の提供に当たり、情報の発信元を明確にするとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しては、道路管理者等に事故情報を提供し、それらの関係機関と連携した広報に努める。</p> <p>(4) 本部長は、災害対策本部及び現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。発表する情報については、迅速性、正確性、信頼性を確保するとともにわかりやすく丁寧な説明を行うものとする。また、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、国等と協議のうえ、合同で広報対応に努めるものとする。</p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達</p> <p>(1) 本部長は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIによる放射性物質の拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。</p> <p>(2) 本部長は、原子力事業者から特定事象発生通報等があった場合は、直ちに、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請し、住民等に対して情報の提供を行うものとする。</p> <p>また、関係町村長に対しては、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行うほか広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。</p> <p>(3) 本部長は、原子力事業者から特定事象発生通報等があった場合は、第一管区海上保安本部長に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。</p> <p>また、関係漁業無線局にも緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して、情報の提供を行うものとする。</p> <p>(4) 本部長は、道民に対して、テレビ、ラジオ、新聞や道のホームページ（インターネット）等を通じて必要な情報を提供するとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。</p> <p>(5) 本部長は、各総合振興局・振興局に対し、また、本庁（原子力安全対策課）又は各総合振興局・振興局は各市町村に対して必要な情報を連絡するとともに、各市町村は住民等に対して必要に応じて情報を提供する。</p> <p>(6) 本部長は、住民等からの問い合わせに対応するために、住民問い合わせ窓口を設置し、必要な情報提供を行う。</p>	<p>マニュアルによる修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>(7) 本部長が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 事故の概要 イ 泊発電所における対策状況 ウ 災害の現況及び今後の予測 エ 道及び関係町村並びに防災関係機関の対策状況 オ 住民等のとるべき措置及び注意事項 カ その他必要と認める事項</p> <p>3 関係町村の行う広報及び指示伝達 関係町村長は、本部長から指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、ファクシミリ等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。</p> <p>関係町村長が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) 事故の概要 (2) 泊発電所における対策状況 (3) 災害の現況及び今後の予測 (4) 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況 (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (6) その他必要と認める事項</p> <p>4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請 本部長は、周辺海域の船舶等に対し、迅速かつ的確に情報等の提供又は指示内容を伝えるため、第一管区海上保安本部長に対し、広報等の実施について協力を要請するものとする。</p> <p>5 その他の防災関係機関の行う広報 防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報については、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認し、本部長と連絡調整の上、行うものとする。</p> <p>第4節 緊急時モニタリング 緊急時モニタリングの体制及び実施内容等については次のとおりであり、その詳細は「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。 なお、国は、必要に応じて空からの又は海上における緊急時モニタリングを実施するものとされている。</p> <p>1 緊急時モニタリング体制 (1) 緊急時モニタリング班の設置 知事は、第1非常配備体制をとった場合、原子力環境センター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとする。 なお、警戒本部（災害対策本部）が設置された場合は、現地警戒本部（現地災害対策本部）の緊急時モニタリング班に移行するものとする。 また、原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）が発出され、PAZ内の避難が指示されたとき、同区域内にある原子力環境センターに設置した緊急時モニタリング班は、代替オフサイトセンターに移動して、緊急時モニタリング活動を継続するものとする。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請等 ア 情報提供の要請等 警戒本部長は、原子力事業者から特定事象等の通報を受けたときは、直ちに札幌管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な気象状況の情報提供を要請するものとする。 また、原子力事業者は、特定事象等の通報を行った後においても、施設からの放射性物質等の放出状況等の情報を警戒本部長（災害対策本部設置後は本部長）及び関係町村長等に定期的に連絡するものとする。</p>	<p>(7) 本部長が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 事故の概要 イ 泊発電所における対策状況 ウ 災害の現況及び今後の予測 エ 道及び関係町村並びに防災関係機関の対策状況 オ 住民等のとるべき措置及び注意事項 カ その他必要と認める事項</p> <p>3 関係町村の行う広報及び指示伝達 関係町村長は、本部長から指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、ファクシミリ等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。</p> <p>関係町村長が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) 事故の概要 (2) 泊発電所における対策状況 (3) 災害の現況及び今後の予測 (4) 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況 (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (6) その他必要と認める事項</p> <p>4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請 本部長は、周辺海域の船舶等に対し、迅速かつ的確に情報等の提供又は指示内容を伝えるため、第一管区海上保安本部長に対し、広報等の実施について協力を要請するものとする。</p> <p>5 その他の防災関係機関の行う広報 防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報については、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認し、本部長と連絡調整の上、行うものとする。</p> <p>第4節 緊急時モニタリング 緊急時モニタリングの体制及び実施内容等については次のとおりであり、その詳細は「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。 なお、国は、必要に応じて空からの又は海上における緊急時モニタリングを実施するものとされている。</p> <p>1 緊急時モニタリング体制 (1) 緊急時モニタリング班の設置 知事は、第1非常配備体制をとった場合、原子力環境センター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとする。 なお、警戒本部（災害対策本部）が設置された場合は、現地警戒本部（現地災害対策本部）の緊急時モニタリング班に移行するものとする。 また、原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）が発出され、PAZ内の避難が指示されたとき、同区域内にある原子力環境センターに設置した緊急時モニタリング班は、代替オフサイトセンターに移動して、緊急時モニタリング活動を継続するものとする。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請等 ア 情報提供の要請等 警戒本部長は、原子力事業者から特定事象等の通報を受けたときは、直ちに札幌管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な気象状況の情報提供を要請するものとする。 また、原子力事業者は、特定事象等の通報を行った後においても、施設からの放射性物質等の放出状況等の情報を警戒本部長（災害対策本部設置後は本部長）及び関係町村長等に定期的に連絡するものとする。</p>	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由																																
<p>イ 緊急時モニタリング活動に対する協力要請 警戒本部長（災害対策本部設置後は本部長）は、必要に応じ、関係町村長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長等に対し、緊急時モニタリング等の実施について協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 緊急時モニタリング要員及び機材の派遣要請 警戒本部長（災害対策本部設置後は本部長）は、必要があると認めた場合は、国、関係機関等に対しモニタリング要員及び機材の派遣を要請するものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 ア 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、緊急時モニタリング班の組織は、図3-4-1のとおりとする。</p> <p>図3-4-1 緊急時モニタリング班の組織図</p>  <p>イ 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 954 963 1407"> <thead> <tr> <th>チ ャ ッ ム</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>1 班長補佐または代理 2 緊急時モニタリング実施の管理</td> </tr> <tr> <td>企画評価チーム</td> <td>1 緊急時モニタリング計画の作成 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護対策（案）の作成 4 線量の評価</td> </tr> <tr> <td>総括管理チーム</td> <td>1 緊急時モニタリング実施計画の作成及び実施 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等</td> </tr> <tr> <td>分析測定チーム</td> <td>1 RPLDの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）</td> </tr> <tr> <td>被ばく管理チーム</td> <td>1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告</td> </tr> </tbody> </table>	チ ャ ッ ム	業 務	班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括	副 班 長	1 班長補佐または代理 2 緊急時モニタリング実施の管理	企画評価チーム	1 緊急時モニタリング計画の作成 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護対策（案）の作成 4 線量の評価	総括管理チーム	1 緊急時モニタリング実施計画の作成及び実施 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等	分析測定チーム	1 RPLDの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）	被ばく管理チーム	1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理		1 モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告	<p>イ 緊急時モニタリング活動に対する協力要請 警戒本部長（災害対策本部設置後は本部長）は、必要に応じ、関係町村長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長等に対し、緊急時モニタリング等の実施について協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 緊急時モニタリング要員及び機材の派遣要請 警戒本部長（災害対策本部設置後は本部長）は、必要があると認めた場合は、国、関係機関等に対しモニタリング要員及び機材の派遣を要請するものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 ア 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、緊急時モニタリング班の組織は、図3-4-1のとおりとする。</p> <p>図3-4-1 緊急時モニタリング班の組織図</p>  <p>イ 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1055 954 1874 1407"> <thead> <tr> <th>チ ャ ッ ム</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>1 班長補佐または代理 2 緊急時モニタリング実施の管理</td> </tr> <tr> <td>企画評価チーム</td> <td>1 緊急時モニタリング計画の作成 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護対策（案）の作成 4 線量の評価</td> </tr> <tr> <td>総括管理チーム</td> <td>1 緊急時モニタリング実施計画の作成及び実施 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等</td> </tr> <tr> <td>分析測定チーム</td> <td>1 RPLDの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）</td> </tr> <tr> <td>被ばく管理チーム</td> <td>1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告 2 可搬型ポスト及びRPLDの設置・回収</td> </tr> </tbody> </table>	チ ャ ッ ム	業 務	班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括	副 班 長	1 班長補佐または代理 2 緊急時モニタリング実施の管理	企画評価チーム	1 緊急時モニタリング計画の作成 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護対策（案）の作成 4 線量の評価	総括管理チーム	1 緊急時モニタリング実施計画の作成及び実施 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等	分析測定チーム	1 RPLDの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）	被ばく管理チーム	1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理		1 モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告 2 可搬型ポスト及びRPLDの設置・回収	
チ ャ ッ ム	業 務																																	
班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括																																	
副 班 長	1 班長補佐または代理 2 緊急時モニタリング実施の管理																																	
企画評価チーム	1 緊急時モニタリング計画の作成 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護対策（案）の作成 4 線量の評価																																	
総括管理チーム	1 緊急時モニタリング実施計画の作成及び実施 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等																																	
分析測定チーム	1 RPLDの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）																																	
被ばく管理チーム	1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理																																	
	1 モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告																																	
チ ャ ッ ム	業 務																																	
班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括																																	
副 班 長	1 班長補佐または代理 2 緊急時モニタリング実施の管理																																	
企画評価チーム	1 緊急時モニタリング計画の作成 2 緊急時モニタリングに関する情報の確認 3 防護対策（案）の作成 4 線量の評価																																	
総括管理チーム	1 緊急時モニタリング実施計画の作成及び実施 2 緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供 3 緊急時モニタリングデータの監視等																																	
分析測定チーム	1 RPLDの登録及び測定 2 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む） 3 環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）																																	
被ばく管理チーム	1 要員の被ばく管理 2 原子力環境センターの気密管理																																	
	1 モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告 2 可搬型ポスト及びRPLDの設置・回収																																	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由																																																												
<table border="1"> <tr> <td>野外活動チーム</td> <td>2 可搬型ポスト及びRPLDの設置・回収 3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取</td> </tr> <tr> <td>支援チーム</td> <td>1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと</td> </tr> </table>	野外活動チーム	2 可搬型ポスト及びRPLDの設置・回収 3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取	支援チーム	1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと	<table border="1"> <tr> <td>野外活動チーム</td> <td>3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取</td> </tr> <tr> <td>支援チーム</td> <td>1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと</td> </tr> </table>	野外活動チーム	3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取	支援チーム	1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと																																																					
野外活動チーム	2 可搬型ポスト及びRPLDの設置・回収 3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取																																																													
支援チーム	1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと																																																													
野外活動チーム	3 空間放射線量率の測定及び報告 4 大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告 5 環境試料の採取																																																													
支援チーム	1 他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと																																																													
<p>ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。</p>	<p>ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。</p>																																																													
<p><図3-4-2> (省略)</p>	<p><図3-4-2> (省略)</p>																																																													
<p>2 緊急時モニタリングの実施</p>	<p>2 緊急時モニタリングの実施</p>																																																													
<p>(1) 緊急時モニタリング活動の段階的实施 緊急時モニタリングは、防災対策を効果的に実施する判断資料を得るため、次のとおり段階的に行うものとする。</p>	<p>(1) 緊急時モニタリング活動の段階的实施 緊急時モニタリングは、防災対策を効果的に実施する判断資料を得るため、次のとおり段階的に行うものとする。</p>																																																													
<p>ア 第1非常配備のモニタリング 第1非常配備のモニタリングは、防災対策に必要な情報を収集し、かつ第2非常配備後の緊急時モニタリングを効果的に行うためのものとする。</p>	<p>ア 第1非常配備のモニタリング 第1非常配備のモニタリングは、防災対策に必要な情報を収集し、かつ第2非常配備後の緊急時モニタリングを効果的に行うためのものとする。</p>																																																													
<p>イ 第2非常配備のモニタリング 第2非常配備のモニタリングは、警戒本部設置後速やかに第1非常配備の緊急時モニタリングから移行し、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、立入制限、飲食物摂取制限等の防災対策を効果的に行う判断資料を得るためのものとする。</p>	<p>イ 第2非常配備のモニタリング 第2非常配備のモニタリングは、警戒本部設置後速やかに第1非常配備の緊急時モニタリングから移行し、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、立入制限、飲食物摂取制限等の防災対策を効果的に行う判断資料を得るためのものとする。</p>																																																													
<p>ウ 第3非常配備のモニタリング 第3非常配備のモニタリングは、第2非常配備の緊急時モニタリングを継続して、防災対策を効果的に行う判断資料を得る。</p>	<p>ウ 第3非常配備のモニタリング 第3非常配備のモニタリングは、第2非常配備の緊急時モニタリングを継続して、防災対策を効果的に行う判断資料を得る。</p>																																																													
<p>また、事故状況の予測が確実となり、放射性物質又は放射線の放出が減少してきた段階においては、第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域において、住民等の線量評価及び環境の汚染状況評価を行うためのものとする。</p>	<p>また、事故状況の予測が確実となり、放射性物質又は放射線の放出が減少してきた段階においては、第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域において、住民等の線量評価及び環境の汚染状況評価を行うためのものとする。</p>																																																													
<p>(2) モニタリング活動内容</p>	<p>(2) モニタリング活動内容</p>																																																													
<p>ア 緊急時モニタリングの業務内容等 各非常配備における緊急時モニタリングの業務内容は、概ね次のとおりとする。</p>	<p>ア 緊急時モニタリングの業務内容等 各非常配備における緊急時モニタリングの業務内容は、概ね次のとおりとする。</p>																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">緊急時モニタリング計画の作成</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急時モニタリング計画に基づく測定及び分析</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急時モニタリングに関する情報の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="2">SPEEDIネットワークシステムによる予測結果の解析</td> </tr> <tr> <td colspan="2">空間放射線量率の予測地図の作成</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大気中放射性ヨウ素濃度の予測地図の作成</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予測線量の評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">住民等の外部全身線量の評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">住民等の甲状腺等価線量の評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">蓄積放射性物質の時間変化の追跡評価</td> </tr> </tbody> </table>	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	緊急時モニタリング計画の作成			緊急時モニタリング計画に基づく測定及び分析			緊急時モニタリングに関する情報の確認			/	SPEEDIネットワークシステムによる予測結果の解析		空間放射線量率の予測地図の作成		大気中放射性ヨウ素濃度の予測地図の作成		予測線量の評価			住民等の外部全身線量の評価			住民等の甲状腺等価線量の評価			蓄積放射性物質の時間変化の追跡評価		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">緊急時モニタリング計画の作成</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急時モニタリング計画に基づく測定及び分析</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急時モニタリングに関する情報の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="2">SPEEDIネットワークシステムによる予測結果の解析</td> </tr> <tr> <td colspan="2">空間放射線量率の予測地図の作成</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大気中放射性ヨウ素濃度の予測地図の作成</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予測線量の評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">住民等の外部全身線量の評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">住民等の甲状腺等価線量の評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">蓄積放射性物質の時間変化の追跡評価</td> </tr> </tbody> </table>	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	緊急時モニタリング計画の作成			緊急時モニタリング計画に基づく測定及び分析			緊急時モニタリングに関する情報の確認			/	SPEEDIネットワークシステムによる予測結果の解析		空間放射線量率の予測地図の作成		大気中放射性ヨウ素濃度の予測地図の作成		予測線量の評価			住民等の外部全身線量の評価			住民等の甲状腺等価線量の評価			蓄積放射性物質の時間変化の追跡評価		
第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備																																																												
緊急時モニタリング計画の作成																																																														
緊急時モニタリング計画に基づく測定及び分析																																																														
緊急時モニタリングに関する情報の確認																																																														
/	SPEEDIネットワークシステムによる予測結果の解析																																																													
	空間放射線量率の予測地図の作成																																																													
	大気中放射性ヨウ素濃度の予測地図の作成																																																													
	予測線量の評価																																																													
	住民等の外部全身線量の評価																																																													
	住民等の甲状腺等価線量の評価																																																													
	蓄積放射性物質の時間変化の追跡評価																																																													
第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備																																																												
緊急時モニタリング計画の作成																																																														
緊急時モニタリング計画に基づく測定及び分析																																																														
緊急時モニタリングに関する情報の確認																																																														
/	SPEEDIネットワークシステムによる予測結果の解析																																																													
	空間放射線量率の予測地図の作成																																																													
	大気中放射性ヨウ素濃度の予測地図の作成																																																													
	予測線量の評価																																																													
	住民等の外部全身線量の評価																																																													
	住民等の甲状腺等価線量の評価																																																													
	蓄積放射性物質の時間変化の追跡評価																																																													

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由																																														
<p>イ 緊急時モニタリング実施地点及び測定・分析項目 各非常配備における緊急時モニタリング実施地点及び測定・分析項目は、概ね次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="129 300 987 671"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ン 緊 急 時 施 施 地 点 タリ</td> <td>1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点</td> <td rowspan="3">第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点</td> </tr> <tr> <td>3 集落（気象状況等により適宜決める。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">測 定 ・ 分 析 項 目</td> <td colspan="2">空間放射線量率</td> <td rowspan="2">積算線量（RPLDの回収・測定）</td> </tr> <tr> <td>積算線量（RPLDの登録及び設置）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度</td> <td rowspan="3">環境試料中の放射性ヨウ素濃度 環境試料中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>飲料水の放射性ヨウ素濃度 飲料水の放射性物質の濃度</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">気象要素</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）可搬型ポストは、発電所周辺の陸域の全方位における最も発電所に近い地点（固定局がある場合は、次に近い地点）にも配置する。 降雨時には、状況に応じて雨を採取し、雨に含まれる放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>緊急時モニタリングの方法（資料3-4-1）</p> <p>3 緊急時モニタリング結果の報告 緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング結果を、随時、現地警戒本部長（災害対策本部設置後は現地本部長）に報告するものとする。なお、第1非常配備体制時は、原子力安全対策課長に報告するものとする。 また、原子力事業者より特定事象発生の通報受理後においては、現地警戒本部長（災害対策本部設置後は現地本部長）は、緊急時モニタリングの結果を、原子力規制委員会、<u>文部科学省</u>、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に、原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害合同対策協議会放射線班に対し連絡するものとする。</p> <p>緊急時モニタリング情報報告様式（資料3-4-2）</p> <p>第5節 防護対策 本部長は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>1 P A Z内の防護対策の実施</p>		第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	ン 緊 急 時 施 施 地 点 タリ	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点	第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域		2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点	3 集落（気象状況等により適宜決める。）	測 定 ・ 分 析 項 目	空間放射線量率		積算線量（RPLDの回収・測定）	積算線量（RPLDの登録及び設置）		大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度		環境試料中の放射性ヨウ素濃度 環境試料中の放射性物質の濃度	飲料水の放射性ヨウ素濃度 飲料水の放射性物質の濃度		気象要素		<p>イ 緊急時モニタリング実施地点及び測定・分析項目 各非常配備における緊急時モニタリング実施地点及び測定・分析項目は、概ね次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1055 300 1912 671"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ン 緊 急 時 施 施 地 点 タリ</td> <td>1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点</td> <td rowspan="3">第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点</td> </tr> <tr> <td>3 集落（気象状況等により適宜決める。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">測 定 ・ 分 析 項 目</td> <td colspan="2">空間放射線量率</td> <td rowspan="2">積算線量（RPLDの回収・測定）</td> </tr> <tr> <td>積算線量（RPLDの登録及び設置）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度</td> <td rowspan="3">環境試料中の放射性ヨウ素濃度 環境試料中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>飲料水の放射性ヨウ素濃度 飲料水の放射性物質の濃度</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">気象要素</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）可搬型ポストは、発電所周辺の陸域の全方位における最も発電所に近い地点（固定局がある場合は、次に近い地点）にも配置する。 降雨時には、状況に応じて雨を採取し、雨に含まれる放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>緊急時モニタリングの方法（資料3-4-1）</p> <p>3 緊急時モニタリング結果の報告 緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング結果を、随時、現地警戒本部長（災害対策本部設置後は現地本部長）に報告するものとする。なお、第1非常配備体制時は、原子力安全対策課長に報告するものとする。 また、原子力事業者より特定事象発生の通報受理後においては、現地警戒本部長（災害対策本部設置後は現地本部長）は、緊急時モニタリングの結果を、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に、原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害合同対策協議会放射線班に対し連絡するものとする。</p> <p>緊急時モニタリング情報報告様式（資料3-4-2）</p> <p>第5節 防護対策 本部長は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>1 防護対策の実施 <u>（1）本部長は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。</u> <u>ア 本部長は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。</u></p>		第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	ン 緊 急 時 施 施 地 点 タリ	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点	第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域		2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点	3 集落（気象状況等により適宜決める。）	測 定 ・ 分 析 項 目	空間放射線量率		積算線量（RPLDの回収・測定）	積算線量（RPLDの登録及び設置）		大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度		環境試料中の放射性ヨウ素濃度 環境試料中の放射性物質の濃度	飲料水の放射性ヨウ素濃度 飲料水の放射性物質の濃度		気象要素		<p>組織改正</p> <p>指針を踏まえた修正</p>
	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備																																													
ン 緊 急 時 施 施 地 点 タリ	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点	第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域																																														
	2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点																																															
	3 集落（気象状況等により適宜決める。）																																															
測 定 ・ 分 析 項 目	空間放射線量率		積算線量（RPLDの回収・測定）																																													
	積算線量（RPLDの登録及び設置）																																															
	大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度		環境試料中の放射性ヨウ素濃度 環境試料中の放射性物質の濃度																																													
	飲料水の放射性ヨウ素濃度 飲料水の放射性物質の濃度																																															
	気象要素																																															
	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備																																													
ン 緊 急 時 施 施 地 点 タリ	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点	第2非常配備の緊急時モニタリング実施範囲より広範な地域																																														
	2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分した概ね風下3方位内の地点																																															
	3 集落（気象状況等により適宜決める。）																																															
測 定 ・ 分 析 項 目	空間放射線量率		積算線量（RPLDの回収・測定）																																													
	積算線量（RPLDの登録及び設置）																																															
	大気中の放射性ヨウ素濃度 大気中の放射性物質の濃度		環境試料中の放射性ヨウ素濃度 環境試料中の放射性物質の濃度																																													
	飲料水の放射性ヨウ素濃度 飲料水の放射性物質の濃度																																															
	気象要素																																															

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>(1) 避難の指示</p> <p>ア 本部長は、特定事象（原災法第10条通報）発生時には、国の指示又は独自の判断によりP A Z内における避難の準備を行う。</p> <p> P A Z内の町村は、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受け入れの準備を依頼するとともに、避難場所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受け入れ体制に関する調整を図る。</p> <p>イ 本部長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を發出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の避難を行うこととし、P A Z内の町村に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。また、輸送手段の確保など住民避難の支援が必要な場合には、P A Z内の町村と連携し、国へ要請する。</p> <p>ウ 本部長は、避難の指示をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、避難を円滑に行うため、協力を要請するものとする。</p> <p>エ P A Z内の町村長は、本部長から避難の指示等を受けたときは、P A Z内の住民等に対して、あらかじめ指定された旅館又はホテル等及び避難経路について周知し、避難の措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 避難の方法等</p> <p>ア 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとし、P A Z内の町村長は、退避等措置計画において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。</p> <p> また、本部長は、P A Z内の町村の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。</p> <p> なお、P A Z内の町村長は、避難に当たって自家用車を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。</p> <p>イ P A Z内の町村長は、避難の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。</p> <p> また、自力で避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>ウ P A Z内の町村長は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難場所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>2 U P Z内の防護対策の実施</p> <p>(1) 防護対策及び防護対策地区の決定</p> <p>本部長は、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民の防護対策及び防護対策を講ずべき区域（以下「防護対策地区」という。）を決定し、U P Z内の関係町村に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立ち退きの勧告や指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p> なお、本部長は、国から指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して意見を述べるものとする。</p> <p> 関係町村長は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、退避等措置計画に基づき、防護対策を実施するものとする。</p> <p> ※ 防護対策地区は、あらかじめ区画した方位・距離別の防災対策区画を単位として、気象状況、放射性物質の放出状況等を考慮の上、決定するものとする。</p>	<p>イ 本部長は、特定事象（原災法第10条通報）発生時には、国の指示又は独自の判断によりP A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、P A Z内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととし、P A Z内の町村にその旨を伝達する。P A Z内の町村は、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受け入れの準備を依頼するとともに、避難場所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受け入れ体制に関する調整を図る。</p> <p> また、本部長は、国の指示又は独自の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。</p> <p>ウ 本部長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を發出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、P A Z内の町村に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、輸送手段の確保など住民避難の支援が必要な場合には、P A Z内の町村と連携し、国へ要請する。</p> <p> また、本部長は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、U P Z内の関係町村にその旨を伝達するとともに、U P Z外の市町村に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>※ (2) 及び (3) へ統合 (節内移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>また、本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、関係町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には関係町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p> なお、本部長は、指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p> 関係町村長は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、退避等措置計画に基づき、防護対策を実施するものとする。</p>	<p>指針を踏まえた修正</p> <p>指針を踏まえた修正</p> <p>(節内移動)</p> <p>(節内移動)</p> <p>(節内移動)</p> <p>(節内移動)</p> <p>(節内移動)</p> <p>指針を踏まえた修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由											
<p><u>屋内退避及び避難等に関する指標</u></p> <table border="1" data-bbox="159 300 869 507"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測線量 (単位: ミシーベルト)</th> <th rowspan="2">防護対策の内容</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～50</td> <td>100～500</td> <td>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を締め気密性に配慮すること。</td> </tr> <tr> <td>50以上</td> <td>500以上</td> <td>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 予測線量は、放射性物質の放出期間中、屋外に居続け、何らかの措置も講じなければ受けるとされる線量である。</p> <p>(注2) 外部被ばくによる実効線量と放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルに応じた防護対策を取るものとする。</p> <p>(2) 屋内退避の指示</p> <p>ア 本部長は、屋内退避の防護対策地区を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示または通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い屋内退避に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 屋内退避をとるべき防護対策地区 (オ) その他の必要な事項</p> <p>イ 関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策地区内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>ウ 屋内退避が長期に渡ることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p>(3) 屋内退避の方法</p> <p>屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>ア 関係町村長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>イ 本部長は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供し、関係町村長は、同報無線等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。</p> <p>(4) コンクリート屋内退避の指示</p> <p>ア 本部長は、コンクリート屋内退避の防護対策地区を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示または通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、コンクリート屋内退避に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) コンクリート屋内退避をとるべき防護対策地区</p>	予測線量 (単位: ミシーベルト)		防護対策の内容	外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を締め気密性に配慮すること。	50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。	<p><u>緊急事態区分とEALについて</u> (別添1)</p> <p><u>OILと防護措置について</u> (別添2)</p> <p>(4) 屋内退避の指示</p> <p>ア 本部長は、屋内退避の防護対策地区を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示または通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い屋内退避に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 屋内退避をとるべき防護対策地区 (オ) その他の必要な事項</p> <p>イ 関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策地区内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>ウ 屋内退避が長期に渡ることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p>(5) 屋内退避の方法</p> <p>屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>ア 関係町村長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>イ 本部長は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供し、関係町村長は、同報無線等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。</p> <p>(6) コンクリート屋内退避の指示</p> <p>ア 本部長は、コンクリート屋内退避の防護対策地区を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示または通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、コンクリート屋内退避に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) コンクリート屋内退避をとるべき防護対策地区</p>	<p>指針を踏まえた修正・判断基準は指針別表を適用(計画に別表として添付)</p> <p>(節内移動)</p> <p>(節内移動)</p> <p>(節内移動)</p>
予測線量 (単位: ミシーベルト)		防護対策の内容											
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量												
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を締め気密性に配慮すること。											
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。											

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>(オ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (カ) その他の必要な事項</p> <p>イ 本部長は、前項の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、コンクリート屋内退避を円滑に行うため、協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 関係町村長は、本部長からコンクリート屋内退避の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した退避所を周知し、防護対策地区内の住民等に対して、コンクリート屋内退避の措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(5) コンクリート屋内退避の方法</u></p> <p>ア 関係町村長は、防護対策地区内の住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮の上、コンクリート屋内退避所を指定するものとする。</p> <p>イ 関係町村長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。</p> <p>ウ 関係町村長は、コンクリート屋内退避の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。</p> <p>また、自力で退避のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>エ 関係町村長は、コンクリート屋内退避の措置を講じた場合は、退避誘導責任者、退避所責任者から報告を受け、戸別訪問、退避所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p><u>(6) 避難の指示</u></p> <p>ア 本部長は、避難の防護対策地区を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示または通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、避難に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 避難をとるべき防護対策地区 (オ) 避難に当たっての注意事項 (カ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (キ) その他の必要な事項</p> <p>イ 本部長は、前項の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、避難を円滑に行うため、協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 関係町村長は、本部長から避難の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路等を周知し、<u>防護対策地区内の住民等</u>に対して、避難の措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(7) 避難の方法</u></p> <p>ア 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとし、関係町村長は、退避等措置計画において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。</p> <p>また、本部長は、関係町村の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。</p> <p>なお、関係町村長は、避難に当たって自家用車を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。</p> <p>イ 関係町村長は、避難の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。</p> <p>また、自力で避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p>	<p>(オ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (カ) その他の必要な事項</p> <p>イ 本部長は、前項の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、コンクリート屋内退避を円滑に行うため、協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 関係町村長は、本部長からコンクリート屋内退避の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した退避所を周知し、防護対策地区内の住民等に対して、コンクリート屋内退避の措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(7) コンクリート屋内退避の方法</u></p> <p>ア 関係町村長は、防護対策地区内の住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮の上、コンクリート屋内退避所を指定するものとする。</p> <p>イ 関係町村長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。</p> <p>ウ 関係町村長は、コンクリート屋内退避の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。</p> <p>また、自力で退避のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>エ 関係町村長は、コンクリート屋内退避の措置を講じた場合は、退避誘導責任者、退避所責任者から報告を受け、戸別訪問、退避所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p><u>(2) 避難の指示</u></p> <p>ア 本部長は、避難の防護対策地区を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示または通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。</p> <p>なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、避難に必要な事項を指示するものとする。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 避難をとるべき防護対策地区 (オ) 避難に当たっての注意事項 (カ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (キ) その他の必要な事項</p> <p>イ 本部長は、前項の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、避難を円滑に行うため、協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 関係町村長は、本部長から避難の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路等を周知し、<u>住民の防護対策及び防護対策を講ずべき区域（以下「防護対策地区」という。）内の住民等</u>に対して、避難の措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(3) 避難の方法</u></p> <p>ア 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとし、関係町村長は、退避等措置計画において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。</p> <p>また、本部長は、関係町村の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。</p> <p>なお、関係町村長は、避難に当たって自家用車を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。</p> <p>イ 関係町村長は、避難の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。</p> <p>また、自力で避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p>	<p>(節内移動)</p> <p>(節内移動)</p> <p>表記の修正</p> <p>(節内移動)</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>ウ 関係町村長は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難場所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>(8) その他 本部長及び関係町村長は、退避又は避難に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。 また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の担当者もこの旨を必要に応じ住民等に対して伝達するものとする。</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-5-3）</p> <p>3 退避又は避難の誘導 退避又は避難の誘導は、警察官及び消防職（団）員が当たり、関係町村長との緊密な連携の下に2-(1)で定める防護対策地区内の防災対策区画ごとに、住民等の退避又は避難の状況を確認しながら実施するものとする。 なお、避難に際して巡視船艇を使用する場合は、海上保安官の指示に従うものとし、その他の船舶を使用する場合については、海上保安官が助言を与えることができる。 本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域内の関係町村に協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>関係町村職員、消防職（団）員数等（資料3-5-4）</p> <p>4 一時滞り場所の設置 (1) 本部長の要請 本部長は、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞り場所として周辺市町村への避難が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、災対法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の避難所の設置、避難者の受け入れを要請するものとする。 (2) 要請を受けた周辺市町村長の措置 本部長から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。 (3) 関係町村長の措置 関係町村長は、本部長から周辺市町村への避難の指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。</p> <p>5 災害時要援護者等への配慮 (1) 道は、関係町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞り者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。 また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難が必要となった場合は、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。道内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p>	<p>ウ 関係町村長は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難場所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>(8) その他 本部長及び関係町村長は、退避又は避難に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。 また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の担当者もこの旨を必要に応じ住民等に対して伝達するものとする。</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-5-3）</p> <p>2 退避又は避難の誘導 退避又は避難の誘導は、警察官及び消防職（団）員が当たり、関係町村長との緊密な連携の下に2-(1)で定める防護対策地区内の防災対策区画ごとに、住民等の退避又は避難の状況を確認しながら実施するものとする。 なお、避難に際して巡視船艇を使用する場合は、海上保安官の指示に従うものとし、その他の船舶を使用する場合については、海上保安官が助言を与えることができる。 本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域内の関係町村に協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>関係町村職員、消防職（団）員数等（資料3-5-4）</p> <p>3 一時滞り場所の設置 (1) 本部長の要請 本部長は、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞り場所として周辺市町村への避難が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、災対法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の避難所の設置、避難者の受け入れを要請するものとする。 (2) 要請を受けた周辺市町村長の措置 本部長から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。 (3) 関係町村長の措置 関係町村長は、本部長から周辺市町村への避難の指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。</p> <p>4 災害時要援護者等への配慮 (1) 道は、関係町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者等及び一時滞り者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。 また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難が必要となった場合は、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。道内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p>	<p>表記の修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>6 学校等施設における避難措置 学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合、管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合は、道及び避難対象区域を含む町村に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>7 仮設住宅等の活用 本部長は、国及び避難対象区域を含む町村と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めることとする。</p> <p>8 警戒区域の設定 関係町村長は、住民の防護対策及び防護対策地区が決定された場合は、本部長の指導、助言を得て、災対法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。 なお、警戒区域を設定した場合は、第3節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより住民等に対し、周知徹底を図るものとする。</p> <p>9 立入制限等の措置 本部長は、関係町村長等が避難を勧告又は指示した地域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な次の措置をとるよう要請するものとする。 (1) 陸上の立入制限等の措置 本部長は、関係町村長に対し、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、防護対策地区内においては立入禁止、警戒区域においては立入制限を指示するものとする。 また、北海道警察本部長に対し、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、防護対策地区における立入禁止及び警戒区域における立入制限の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請するものとする。 (2) 海上の立入制限等の措置 本部長は、海上における防護対策地区に該当する海域については、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、第一管区海上保安本部長に対し、その措置の実施について要請するものとする。</p> <p>10 防護対策地区及び警戒区域内の警備 北海道警察本部長及び第一管区海上保安本部長は、防護対策地区及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。</p> <p>11 防災業務関係者の防護対策 道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、退避等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護マスク、個人線量計等必要な資機材の携帯等安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。 また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとする。 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。 (1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。 (2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。</p>	<p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>5 学校等施設における避難措置 学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合、管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合は、道及び避難対象区域を含む町村に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>6 仮設住宅等の活用 本部長は、国及び避難対象区域を含む町村と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めることとする。</p> <p>7 警戒区域の設定 関係町村長は、住民の防護対策及び防護対策地区が決定された場合は、本部長の指導、助言を得て、災対法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。 なお、警戒区域を設定した場合は、第3節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより住民等に対し、周知徹底を図るものとする。</p> <p>8 立入制限等の措置 本部長は、関係町村長等が避難を勧告又は指示した地域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な次の措置をとるよう要請するものとする。 (1) 陸上の立入制限等の措置 本部長は、関係町村長に対し、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、防護対策地区内においては立入禁止、警戒区域においては立入制限を指示するものとする。 また、北海道警察本部長に対し、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、防護対策地区における立入禁止及び警戒区域における立入制限の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請するものとする。 (2) 海上の立入制限等の措置 本部長は、海上における防護対策地区に該当する海域については、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、第一管区海上保安本部長に対し、その措置の実施について要請するものとする。</p> <p>9 防護対策地区及び警戒区域内の警備 北海道警察本部長及び第一管区海上保安本部長は、防護対策地区及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。</p> <p>10 防災業務関係者の防護対策 道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、退避等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護マスク、個人線量計等必要な資機材の携帯等安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。 また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとする。 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。 (1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。 (2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。</p>	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由																				
<p>また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1 Svをあわせて上限とする。</p> <p>12 飲食物の摂取制限等の措置 <u>本部長は、緊急時モニタリングの結果等に基づき、飲料水・飲食物の放射性物質による汚染度が次に掲げる指標を超え又は超えるおそれがあると認められる場合には、国の指導・助言又は指示に基づき、直ちに次の措置を講ずるよう現地本部長、関係町村長に指示するとともに防災関係機関の長に要請するものとする。</u></p> <p><u>飲食物摂取制限に関する指標</u></p> <table border="1" data-bbox="152 459 878 721"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素 (I-131等価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>3×10^2 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類 (根菜・芋類を除く)</td> <td>2×10^3 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="152 577 878 721"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>2×10^2 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>穀類</td> <td>5×10^2 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>肉・卵・魚・その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) <u>飲料水の摂取制限</u> <u>関係町村長は、防護対策地区内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民等に対し、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止するものとする。</u></p> <p>(2) <u>飲食物の摂取制限</u> <u>関係町村長は、防護対策地区内の住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。</u></p> <p>(3) <u>農林水産物の採取及び出荷制限</u> <u>関係町村長は、放射性物質による汚染のおよぶ地域の農林水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。</u></p> <p><u>農林水産物関係の防災対策に当たる職員等 (資料3-5-5)</u></p>	対 象	放射性ヨウ素 (I-131等価)	飲料水	3×10^2 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品		野菜類 (根菜・芋類を除く)	2×10^3 ベクレル/キログラム以上	対 象	放射性セシウム	飲料水	2×10^2 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品		野菜類		穀類	5×10^2 ベクレル/キログラム以上	肉・卵・魚・その他		<p>また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1 Svをあわせて上限とする。</p> <p>11 飲食物の摂取制限等の措置 <u>(1) 本部長は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 本部長は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 本部長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</u></p> <p><u>OILと防護措置について (別添2)</u></p>	<p>指針を踏まえた修正</p>
対 象	放射性ヨウ素 (I-131等価)																					
飲料水	3×10^2 ベクレル/キログラム以上																					
牛乳・乳製品																						
野菜類 (根菜・芋類を除く)	2×10^3 ベクレル/キログラム以上																					
対 象	放射性セシウム																					
飲料水	2×10^2 ベクレル/キログラム以上																					
牛乳・乳製品																						
野菜類																						
穀類	5×10^2 ベクレル/キログラム以上																					
肉・卵・魚・その他																						

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>第6節 緊急被ばく医療活動</p> <p>緊急被ばく医療活動の体制や実施内容等について、その詳細は「緊急被ばく医療活動実施要領」によるものとする。</p> <p>1 緊急被ばく医療活動の基本的体制</p> <p>緊急被ばく医療体制は、原子力発電所の医療施設や避難場所等のほか、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を実践する「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を実践する「二次被ばく医療機関」、高度専門的な診療を実践する「三次被ばく医療機関」からなる。</p> <p>また、緊急被ばく医療活動は、次の区分、段階により行う。</p> <p>(1) 原子力発電所や避難場所等における対応</p> <p>ア 原子力発電所における対応</p> <p>応急処置とともに、簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）、スクリーニングを行った後、除染や汚染の拡大防止の措置を行い、緊急被ばく医療機関に患者を搬送する。</p> <p>イ 避難場所等における対応</p> <p>道は関係機関の協力を得て、<u>周辺住民等</u>を対象とした簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）及びスクリーニングを行うとともに、情報の収集、ふき取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送の決定等を行う。</p> <p>また、<u>周辺住民等</u>に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させる。</p> <p>(2) 初期被ばく医療機関における対応</p> <p>初期被ばく医療機関は、原子力発電所周辺において汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急診療（創傷又は熱傷等の合併症の初期治療等） ・汚染創傷に対する処置 ・ふき取りや脱衣等の簡易な除染 ・二次被ばく医療機関への転送の判断等 <p>(3) 二次被ばく医療機関における対応</p> <p>二次被ばく医療機関では、初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を、必要に応じて入院診療により行う。</p> <p>初期被ばく医療機関における<u>もの</u>に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー設備等による身体の除染 ・局所又は高線量被ばく患者の診療 ・内部被ばくの可能性がある者の診療 ・合併症の根本的な治療 ・三次被ばく医療機関への転送の判断等 <p>(4) 三次被ばく医療機関における対応</p> <p>三次被ばく医療機関は、放射線医学総合研究所が担い、初期及び二次被ばく医療機関で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、初期及び二次被ばく医療機関に対して必要な支援及び専門的助言を行う。</p> <p>初期及び二次被ばく医療機関における<u>もの</u>に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な外部被ばく患者の診療 ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療 ・重篤な合併症の診療 ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等 	<p>第6節 緊急被ばく医療活動</p> <p>緊急被ばく医療活動の体制や実施内容等について、その詳細は「緊急被ばく医療活動実施要領」によるものとする。</p> <p>1 緊急被ばく医療活動の基本的体制</p> <p>緊急被ばく医療体制は、原子力発電所の医療施設や避難場所等のほか、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を実践する「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を実践する「二次被ばく医療機関」、高度専門的な診療を実践する「三次被ばく医療機関」からなる。</p> <p>また、緊急被ばく医療活動は、次の区分、段階により行う。</p> <p>(1) 原子力発電所や避難場所等における対応</p> <p>ア 原子力発電所における対応</p> <p>応急処置とともに、簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）、スクリーニングを行った後、除染や汚染の拡大防止の措置を行い、緊急被ばく医療機関に患者を搬送する。</p> <p>イ 避難場所等における対応</p> <p>道は関係機関の協力を得て、<u>避難住民等</u>を対象とした簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）及びスクリーニングを行うとともに、<u>汚染者の</u>情報の収集、ふき取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送の決定等を行う。</p> <p>また、<u>避難住民等</u>に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させる。</p> <p>(2) 初期被ばく医療機関における対応</p> <p>初期被ばく医療機関は、原子力発電所周辺において汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療を行う。</p> <p><u>また、避難の指示等を受け、あらかじめ指定された避難場所等に避難する住民等については、一般傷病者として救急診療が必要となった場合の対応を含むものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急診療（創傷又は熱傷等の合併症の初期治療等） ・汚染創傷に対する処置 ・ふき取りや脱衣等の簡易な除染 ・二次被ばく医療機関への転送の判断等 <p>(3) 二次被ばく医療機関における対応</p> <p>二次被ばく医療機関は、初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に<u>対して</u>、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療により行う。</p> <p><u>なお、初期被ばく医療機関における対応</u>に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー設備等による身体の除染 ・局所又は高線量被ばく患者の診療 ・内部被ばくの可能性がある者の診療 ・合併症の根本的な治療 ・三次被ばく医療機関への転送の判断等 <p>(4) 三次被ばく医療機関における対応</p> <p>三次被ばく医療機関は、放射線医学総合研究所が担い、初期及び二次被ばく医療機関で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、初期及び二次被ばく医療機関に対して必要な支援及び専門的助言を行う。</p> <p><u>なお、初期及び二次被ばく医療機関における対応</u>に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な外部被ばく患者の診療 ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療 ・重篤な合併症の診療 ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等 	<p>表記の修正</p> <p>指針を踏まえた修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由												
<p>2 避難場所等で周辺住民等に対し緊急被ばく医療活動を実施する場合の体制</p> <p>(1) 医療班の設置 知事は、第2非常配備体制をとった場合、後志総合振興局岩内地域保健室に医療班を設置し、医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等により、原子力災害時において、被ばく及びその恐れがある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の緊急被ばく医療活動を実施するための準備を行うものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請 本部長は、医療チーム等の設置に当たり、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、日本赤十字社北海道支部等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び 薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。 また、スクリーニングの支援のため、原子力事業者に対し、サーベイメータ類の取り扱いに習熟している要員の派遣を要請する。</p> <p>(3) 医療班の組織及び業務 医療チームは、必要に応じて放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療チーム（以下「国派遣の緊急被ばく医療チーム」という。）の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害状況や対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。 また、救護チームは、コンクリート屋内退避所、避難場所等における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>なお、防護対策地区周辺の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施するものとし、企画調整チームは、緊急時モニタリング結果及び医療活動に必要な情報の提供を行うなど、連絡調整を図るものとする。</p> <p>ア 医療班の組織 医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3-6-1のとおりとする。</p> <div data-bbox="197 933 817 1149" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">図3-6-1 医療班の組織図</p> <pre> graph LR A[医療班長] --- B[副班長] A --- C[国派遣の緊急被ばく医療チーム] A --- D[企画調整チーム] A --- E[救護チーム] A --- F[医療チーム] F --- G[医療班要員] </pre> </div> <p>イ 医療班等の編成基準及び業務は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="156 1236 869 1396"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編成基準</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。</td> <td>1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編成基準	業 務	企画調整チーム	主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡	<p>2 避難場所等で避難住民等に対し緊急被ばく医療活動を実施する場合の体制</p> <p>(1) 医療班の設置 知事は、第2非常配備体制をとった場合、後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室に医療班を設置し、医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等により、原子力災害時において、被ばく及びその恐れがある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の緊急被ばく医療活動を実施するための準備を行うものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請 本部長は、医療チーム等の設置に当たり、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、日本赤十字社北海道支部等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び 薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。 また、スクリーニングの支援のため、原子力事業者及び防災関係機関に対し、サーベイメータ類の取り扱いに習熟している要員の派遣を要請する。</p> <p>(3) 医療班の組織及び業務 医療チームは、必要に応じて放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療チーム（以下「国派遣の緊急被ばく医療チーム」という。）の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害状況や避難場所等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。 また、救護チームは、コンクリート屋内退避所、避難場所等において、一般傷病者に対する医療活動を実施するとともに、住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>なお、UPZ内の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施するものとするが、避難の防護対策地区に決定した場合は避難することとし、企画調整チームは、緊急時モニタリング結果及び医療活動に必要な情報の提供を行うなど、連絡調整を図るものとする。</p> <p>ア 医療班の組織 医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3-6-1のとおりとする。</p> <div data-bbox="1115 933 1736 1149" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">図3-6-1 医療班の組織図</p> <pre> graph LR A[医療班長] --- B[副班長] A --- C[国派遣の緊急被ばく医療チーム] A --- D[企画調整チーム] A --- E[救護チーム] A --- F[医療チーム] F --- G[医療班要員] </pre> </div> <p>イ 医療班等の編成基準及び業務は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 1236 1809 1396"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編成基準</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。</td> <td>1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編成基準	業 務	企画調整チーム	主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡	<p>表記の修正</p> <p>組織改正</p> <p>支援範囲の拡大</p> <p>表記の修正</p> <p>指針を踏まえた修正</p>
チーム名	編成基準	業 務												
企画調整チーム	主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡												
チーム名	編成基準	業 務												
企画調整チーム	主として北海道保健福祉部職員によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	1 緊急被ばく医療活動実施のための情報収集 2 緊急被ばく医療活動実施に係る諸調整 3 緊急被ばく医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 オフサイトセンターの医療班との連絡												

現 行 計 画			事 務 局 案			修正事由
		調整 5 発電所周辺の公共施設及び避難場所等に救護所を開設			調整 5 U P Z 外の公共施設及び避難場所等に救護所を開設	表記の修正
救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	1 発電所周辺の公共施設及び避難場所等に救護所を開設 2 一般傷病者に対する医療活動の実施	救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	1 U P Z 外の公共施設及び避難場所等に救護所を開設 2 一般傷病者に対する医療活動の実施	表記の修正
医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	発電所周辺の公共施設及び避難場所等並びに除染検査所における被ばく患者に対する診断、除染及び医療措置	医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成し、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの助言を得る。	U P Z 外の公共施設及び避難場所等並びに除染検査所における被ばく患者に対する診断、除染及び医療措置	表記の修正
(注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。			(注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。			
医療班のチーム編成 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-6-1) (資料3-6-2)			医療班のチーム編成 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料3-6-1) (資料3-6-2)			
企画調整チーム、救護チーム及び医療チームにはリーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの所掌に係る業務を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。			企画調整チーム、救護チーム及び医療チームにはリーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの所掌に係る業務を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。			
3 緊急被ばく医療活動等の実施			3 緊急被ばく医療活動等の実施			
(1) 緊急被ばく医療活動の実施 緊急被ばく医療活動は、図3-6-2で示す系統図により行うものとする。			(1) 緊急被ばく医療活動の実施 緊急被ばく医療活動は、図3-6-2で示す系統図により行うものとする。			
(2) 避難場所等の周辺住民等に対する医療活動の実施内容			(2) 避難場所等に避難した住民等に対する医療活動の実施内容			表記の修正
ア 救護所の開設 医療班長は、住民等に対するコンクリート屋内退避又は避難が決定され、災害対策本部から救護所の開設の指示があったときは、企画調整チーム及び救護チームに避難場所等に救護所の開設を指示する。			ア 救護所の開設 医療班長は、住民等に対するコンクリート屋内退避又は避難が決定され、災害対策本部から救護所の開設の指示があったときは、企画調整チーム及び救護チームに避難場所等に救護所の開設を指示する。			
イ 救護所の責任者 救護所には、責任者及び副責任者を置き、責任者には救護チームの医師を、副責任者には医療チームの医師をあてる。			イ 救護所の責任者 救護所には、責任者及び副責任者を置き、責任者には救護チームの医師を、副責任者には医療チームの医師をあてる。			
ウ 一般医療の実施 救護チームは、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。			ウ 一般医療の実施 救護チームは、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。			
エ 身体汚染検査 (スクリーニング) 医療チームは、現地本部長が住民等のスクリーニングを必要と認めた場合は、国派遣の緊急被ばく医療チームの助言を得て、スクリーニングを行うものとする。			エ 身体汚染検査 (スクリーニング) 医療チームは、現地本部長が避難住民等のスクリーニングを必要と認めた場合は、国派遣の緊急被ばく医療チームの助言を得て、スクリーニングを行うものとする。			表記の修正
オ 除染等の実施 医療班長は、エのスクリーニングの結果、除染等が必要と認められる場合は、救護所又は除染検査室において、脱衣、身体除染を行い、再度、汚染の検査を行うものとする。			オ 除染等の実施 医療班長は、エのスクリーニングの結果、除染等が必要と認められる場合は、救護所又は除染検査室において、脱衣、身体除染を行い、再度、汚染の検査を行うものとする。			
<u>(新規)</u>			<u>O I L と防護措置について (別添2)</u>			指針を踏まえた修正
カ 被ばく医療機関への移送 医療班長は、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、適切な被ばく医療機関に移送するものとする。 また、医療班長は、関係町村等から被ばく患者の被ばく医療機関等への搬送について要請があった場合は、災害対策本部を通じ、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などについて要請するものとする。			カ 被ばく医療機関への移送 医療班長は、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、適切な被ばく医療機関に移送するものとする。 また、医療班長は、関係町村等から被ばく患者の被ばく医療機関等への搬送について要請があった場合は、災害対策本部を通じ、消防庁等に対し搬送手段の優先的確保などについて要請するものとする。			
(3) 泊発電所内で被ばく患者が発生した場合の措置 泊発電所内の医療施設において、汚染検査、除染、必要な応急措置を行うとともに、被ばく患者の被ばく			(3) 泊発電所内における医療活動の実施 泊発電所内で被ばく患者が発生した場合、泊発電所内の医療施設において、汚染検査、除染、必要な応急			表記の修正

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、適切な被ばく医療機関に移送するものとする。搬送にあたっては、発電所の放射線管理要員が随行するものとする。</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用の指示 本部長は、国の現地対策本部より、安定ヨウ素剤服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指示又は指導・助言があった場合は、<u>周辺</u>住民等の放射線防護のため、関係町村長に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。</p> <p>なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処体制を確保するものとする。</p> <p><図3-6-2> (省略)</p> <p>第7節 緊急輸送活動及び必需物資の調達 1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の順位 本部長は、関係町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送 第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 第3順位 災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送 第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 災害応急対策要員及び必要な資機材 (イ) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 (ウ) 避難者、負傷者等 (エ) コンクリート屋内退避所、避難場所等を維持・管理するために必要な人員及び資機材 (オ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (カ) その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 ア 本部長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>イ 本部長は、原子力災害時において実施する緊急時モニタリング等の災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、関係町村長の実施する住民等の避難に要する車両について、陸上自衛隊北部方面隊、公共輸送機関等に対し応援要請するものとする。</p> <p>ウ 本部長は、人員、車両等に不足が生じた場合は、陸上自衛隊北部方面隊、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて、周辺市町村に支援を要請するものとする。</p> <p>エ 本部長は、ウによっても人員、車両等に不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>緊急輸送車両の確保について (資料3-7-1) 緊急輸送車両状況 (資料3-7-2)</p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保 ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p>	<p>措置を行うとともに、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、適切な被ばく医療機関に移送するものとする。搬送にあたっては、発電所の放射線管理要員が随行するものとする。</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用の指示 本部長は、国の現地対策本部より、安定ヨウ素剤服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指示又は指導・助言があった場合は、<u>避難</u>住民等の放射線防護のため、関係町村長に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。</p> <p>なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処体制を確保するものとする。</p> <p><図3-6-2> (省略)</p> <p>第7節 緊急輸送活動及び必需物資の調達 1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の順位 本部長は、関係町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送 第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 第3順位 災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送 第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 災害応急対策要員及び必要な資機材 (イ) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 (ウ) 避難者、負傷者等 (エ) コンクリート屋内退避所、避難場所等を維持・管理するために必要な人員及び資機材 (オ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (カ) その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 ア 本部長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>イ 本部長は、原子力災害時において実施する緊急時モニタリング等の災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、関係町村長の実施する住民等の避難に要する車両について、陸上自衛隊北部方面隊、公共輸送機関等に対し応援要請するものとする。</p> <p>ウ 本部長は、人員、車両等に不足が生じた場合は、陸上自衛隊北部方面隊、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて、周辺市町村に支援を要請するものとする。</p> <p>エ 本部長は、ウによっても人員、車両等に不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>緊急輸送車両の確保について (資料3-7-1) 緊急輸送車両状況 (資料3-7-2)</p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保 ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針</p>	<p>表記の修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>北海道警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制にあたっては、PAZなどの緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>また、道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化するものとする。</p> <p>イ 交通の確保</p> <p>北海道警察本部は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>北海道警察本部は、緊急輸送を確保するため、<u>直ちに</u>、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。</p> <p>また、交通規制を行うため、必要に応じて、(社)北海道警備業協会との「災害時における交通誘導業務などに関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>北海道警察本部は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>2 生活必需物資の調達</p> <p>(1) 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>本部長は、関係町村長に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、北海道地域防災計画第5章第10節（給水計画）及び同章第9節（食糧供給計画）に基づき、関係市町村長及び防災関係機関の長と協力して応急の措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 生活必需物資の供給</p> <p>本部長は、原子力災害時において、退避等の措置を講じた関係町村長から防護対策地区住民等が生活維持のため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需物資の確保要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、関係町村長とともにその供給を行うものとする。</p> <p>また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。</p> <p>第8節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 道は、道関係機関が避難のための立ち退きの催告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの催告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該催告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。</p> <p>道及び関係市町村は、原子力事業者及び国が主体となって行う応急対策を支援する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場</p>	<p>北海道警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制にあたっては、PAZなどの緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。</p> <p>また、道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化するものとする。</p> <p>イ 交通の確保</p> <p>北海道警察本部は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>北海道警察本部は、緊急輸送を確保するため、<u>必要に応じて</u>、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。</p> <p>また、交通規制を行うため、必要に応じて、(社)北海道警備業協会との「災害時における交通誘導業務などに関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>北海道警察本部は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>2 生活必需物資の調達</p> <p>(1) 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>本部長は、関係町村長に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、北海道地域防災計画第5章第10節（給水計画）及び同章第9節（食糧供給計画）に基づき、関係市町村長及び防災関係機関の長と協力して応急の措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 生活必需物資の供給</p> <p>本部長は、原子力災害時において、退避等の措置を講じた関係町村長から防護対策地区住民等が生活維持のため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需物資の確保要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、関係町村長とともにその供給を行うものとする。</p> <p>また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。</p> <p>第8節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 道は、道関係機関が避難のための立ち退きの催告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの催告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該催告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。</p> <p>道及び関係市町村は、原子力事業者及び国が主体となって行う応急対策を支援する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場</p>	<p>マニュアルによる修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。</p> <p>さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。</p> <p>(ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避 (ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去 (エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動 (オ) モニタリングの実施 (カ) 遮へい対策の実施 (キ) 立入制限区域の設定 (ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置 (ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>(3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関（関係市町村）は、直ちにその旨を道（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(5) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。</p> <p>(6) 道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の空間放射線の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第1節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第2節 現地事後対策連絡会議の出席等</p> <p>知事（本部長）は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、現地本部要員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。</p> <p>なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。</p>	<p>合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。</p> <p>さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。</p> <p>(ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避 (ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去 (エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動 (オ) モニタリングの実施 (カ) 遮へい対策の実施 (キ) 立入制限区域の設定 (ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置 (ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>(3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関（関係市町村）は、直ちにその旨を道（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(5) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。</p> <p>(6) 道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の空間放射線の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第1節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第2節 現地事後対策連絡会議の出席等</p> <p>知事（本部長）は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、現地本部要員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。</p> <p>なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。</p>	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 本部長は、国及び関係町村と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 本部長は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種指示・制限措置の解除 原子力緊急事態解除宣言により国から指示があった場合を除き、各種指示・制限措置の解除は次のとおり行うものとする。</p> <p><u>1 各種指示の解除</u> 本部長は、緊急時モニタリング結果等に基づき、放射線による影響を受けるおそれなくなったと認めるときは、国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、各種指示の解除を決定し、関係町村長に対し、退避等の指示を解除するよう指示するものとする。 <u>本部長の指示を受けた関係町村長は、住民等に対し、その解除を伝達するものとする。</u></p> <p><u>2 各種制限措置の解除</u> 本部長は、緊急時モニタリング結果等に基づき、放射線による影響を受けるおそれなくなったと認めるときは、国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、各種制限措置の解除を決定し、<u>立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等の措置の解除について関係町村長に指示するとともに、防災関係機関の長に対し、通報するものとする。</u></p> <p>第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成</p> <p>1 被災住民の登録 本部長は、関係町村長に対し、屋内退避等の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難場所等において講じた措置等について、登録するよう指示するものとする。</p> <p>被災地住民登録様式 (資料4-3-1)</p> <p>2 損害調査の実施 本部長は、関係町村長に対し、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するよう指示するものとする。</p> <p>(1) 屋内退避、避難の措置 (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置 (3) 立入制限措置 (4) その他町村長が指示した事項</p> <p>3 健康調査の実施 本部長は、関係町村と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民等の健康維持を図るものとする。</p> <p>4 諸記録等の作成 本部長は、被災地の汚染状況図、応急対策措置、復旧措置等を記録し、保存しておくものとする。</p>	<p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 本部長は、国及び関係町村と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 本部長は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種指示・制限措置の解除 本部長は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、<u>原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</u> <u>北海道警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</u></p> <p>第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成</p> <p>1 被災住民の登録 本部長は、関係町村長に対し、屋内退避等の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難場所等において講じた措置等について、登録するよう指示するものとする。</p> <p>被災地住民登録様式 (資料4-3-1)</p> <p>2 損害調査の実施 本部長は、関係町村長に対し、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するよう指示するものとする。</p> <p>(1) 屋内退避、避難の措置 (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置 (3) 立入制限措置 (4) その他町村長が指示した事項</p> <p>3 健康調査の実施 本部長は、関係町村と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民等の健康維持を図るものとする。</p> <p>4 諸記録等の作成 本部長は、被災地の汚染状況図、応急対策措置、復旧措置等を記録し、保存しておくものとする。</p>	<p>マニュアルによる修正</p>

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 知事は、原子力緊急事態解除宣言後においても、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 （1）知事は、国及び関係町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>（2）知事は、国及び関係町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった関係町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>（3）知事は、関係町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 知事は、国、関係町村及び関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援 知事は、国、関係町村及び関係団体と連携し、必要に応じ、災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置し、それぞれの状況に応じた相談・指導を行うものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 知事は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、関係町村及び医療機関と連携し、泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視 知事は、国、関係町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策 1 災害復旧計画の作成 原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。</p>	<p>第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 知事は、原子力緊急事態解除宣言後においても、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 （1）知事は、国及び関係町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>（2）知事は、国及び関係町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった関係町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>（3）知事は、関係町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 知事は、国、関係町村及び関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援 知事は、国、関係町村及び関係団体と連携し、必要に応じ、災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置し、それぞれの状況に応じた相談・指導を行うものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 知事は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、関係町村及び医療機関と連携し、泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視 知事は、国、関係町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策 1 災害復旧計画の作成 原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。</p>	

現 行 計 画	事 務 局 案	修正事由
<p>2 道等が行う災害復旧対策への協力 原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、道、関係町村に貸与するものとする。</p> <p>3 損害賠償請求等への対応 原子力事業者は、相談窓口を設置する等、<u>原子力緊急事態解除宣言後速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため必要な体制を整備するものとする。</u></p>	<p>2 道等が行う災害復旧対策への協力 原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、道、関係町村に貸与するものとする。</p> <p>3 損害賠償請求等への対応 <u>初期段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、</u>原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>福島の事故の対応を踏まえた修正</p>

現 行 計 画

事 務 局 案

修正事由

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分とEAL」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

別添 1

緊急事態区分とEALについて

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊 急 事 態	<p>原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用</p> <p>警 ①原子力施設等立地道府県^{※1}において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>戒 ②原子力施設等立地道府県^{※1}において、大津波警報が発令^{※2}された場合</p> <p>事 ③南海地震注意情報が発表された場合^{※3}</p> <p>態 ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対応係長が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等^{※4}</p> <p>⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
緊 急 事 態	<p>原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更）</p> <p>①原子炉冷却材の漏えい、</p> <p>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不 작동。</p> <p>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失、</p> <p>④原子炉から主循環器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失、</p> <p>緊 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続）</p> <p>急 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続、</p> <p>事 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が動作する水位まで低下、</p> <p>態 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失、</p> <p>⑨原子炉制御室の使用不能。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。</p>
区 分	<p>原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更）</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸取材により原子炉を停止することができない、</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失、</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能、</p> <p>全 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達、</p> <p>面 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失、</p> <p>緊 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失、</p> <p>急 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続、</p> <p>事 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知、</p> <p>態 ⑨原子炉容器内の瞬時溶み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化する他の事象の検知、</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続、</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能、</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下、</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率5 μSv/hが10分以上継続。^{※5}</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以外の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県、
ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上層原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。

また、鹿児島県においては、薩摩川内市（種子島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事象の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
- ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・1次冷却材中の放射性ヨリ濃度が所定の値を超えた場合
- ・原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・自然災害により以下の状況となった場合
 - －プラントの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 常置及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

現 行 計 画

事 務 局 案

修正事由

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「OILと防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

別添 2

O I L と防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	β 線: 40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を届える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性 ^{※8} セシウム	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性 ^{※8} ヨウ素	200Bq/kg	500Bq/kg	
		アイソトープ及び超ウラン元素の ^{※7} 核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射面面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。

※4 他国の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※5 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※6 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

※7 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※9 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※10 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないことまた、OIL6については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度も測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。